

はじめに

筑前町は、平成19年度に策定した筑前町総合計画を環境面から実現するため、平成20年に環境基本計画を策定し、また平成25年には中間見直しを行いながらその時代に即した取組を進め、目指す環境の姿「自然と農と思いやりの心が共生するまち 筑前」の実現に向け、行政・住民・事業所が一体となった行動を展開してまいりました。



前計画の策定から9年が経過し、この間、東日本大震災を契機としたエネルギー構造の変化や、大陸からの大気汚染物質の飛来、外来種の侵入・増加による生態系の変化など、私たちの環境を取り巻く状況は大きく変化しています。また、地球温暖化に起因すると考えられる気候変動、特に、二度に及ぶ九州北部豪雨などの異常気象は深刻化しています。平成29年7月の豪雨は、生活基盤を共にする朝倉市・東峰村に甚大な被害をもたらし、安全・安心に暮らすための防災や危機管理はもとより、私たち一人ひとりに課せられた環境問題は深刻なものであると懸念されます。

身近なものからグローバルなものまで環境問題はますます複雑・多様化しています。また、社会経済状況等の変化や、高齢化や単身世帯の増加など、様々な生活スタイルにも柔軟に対応していく必要があることから、このたび第2次計画を策定し、地球温暖化対策、循環型社会の形成、生物多様性保全などの環境問題に対し、将来にわたり持続可能な社会の実現に向けて、一層の取組を進めていくこととしました。

「共生」、「自立」、「協働」の3つのキーワードのもとに、「みんなで創るみどり輝く快適空間 筑前町」を将来像とし、引き続き、よりよい環境づくりに取り組んでまいりますので、住民・事業所の皆さんのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、専門的な見地から熱心にご審議いただいた環境審議会委員の方々をはじめ、アンケートやワークショップにご協力いただいた町民・事業所の皆さんに厚く御礼を申し上げます。

平成30年3月

筑前町長 田頭 喜久己

— 目 次 —

はじめに

第1章 環境基本計画の基本的考え方 1

1. 計画策定の趣旨 1
2. 計画の位置付け 3
3. 対象とする地域・環境 3
4. 計画の期間 4
5. 計画の構成 5

第2章 筑前町の環境の現状と課題 7

1. 自然・社会条件 7
2. 自然環境 14
3. 生活環境 18
4. 快適環境 21
5. 地球環境 23
6. 住民・事業者意識 29

第3章 目指す環境の姿と目標 41

1. 第一次計画の評価 41
2. 目指す環境の姿 46
3. 環境目標 48
4. 数値目標 50

第4章 基本施策の方向性 53

1. 美しい自然と共生する 54
2. 住みやすいまちにする 56
3. 快適な暮らしを支える 61

4. 地球に優しくする	63
5. みんなでまちを創る	66

第5章 計画の実現に向けて 69

1. 各主体の役割	70
2. 計画の周知	70
3. 計画の推進体制	71
4. 計画の進行管理	72
5. 広域連携による推進	72

[資料編] 73

1. 筑前町環境基本条例等	74
2. 筑前町環境審議会委員名簿	78
3. 筑前町環境基本計画庁内委員会委員名簿	79
4. 諮問書	81
5. 答申書	82

環境行動計画 [行動-1]

1. 住民の行動方針	[行動-3]
2. 事業者の行動方針	[行動-17]
3. 行政の行動方針	[行動-19]

第1章

環境基本計画の基本的考え方



1. 計画策定の趣旨

今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動、都市化の進展及びライフスタイルの多様化などを背景にして、車からの排気ガス・騒音や有害化学物質等の不法廃棄による汚染といった都市・生活型の問題、さらには温暖化ガス排出に伴う地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等の地球環境問題まで、広範囲に及んでいます。

これらの環境問題の解決にあたっては、地球全体を視野に入れ、中・長期的な視点から、住民、事業者及び行政が一体となって、環境に配慮した取り組みを推進し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することが求められています。

我が国は、1993年（平成5年）11月に制定された「環境基本法」に基づいて、1994年（平成6年）に「環境基本計画」を策定しました。その6年後に「第二次環境基本計画」が策定され、2006年（平成18年）4月には「第三次環境基本計画」が、2012年（平成24年）4月に「第四次環境基本計画」が策定されています。

さて、環境基本法第36条には、地方公共団体は国の施策に準じた施策及び地域の自然的社会的条件に応じた環境保全のために必要な施策を総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するが規定されています。

筑前町は、2005年（平成17年）3月22日に旧三輪町と旧夜須町が合併して誕生しました。この合併を踏まえて、2007年（平成19年）3月に筑前町のまちづくりの基本となる「筑前町総合計画」（ちくぜん未来物語）を策定し、「共生」、「自立」、「協働」の3つのキーワードのもと、「みんなで創るみどり輝く快適空間 筑前町」を将来像として目指すことを提示しています。さらに、2012年（平成24年）3月には後期基本計画を策定しました。

総合計画策定のための住民アンケート調査によれば、「自然環境の豊かさ」に対する満足度は最も高く、環境を重視したまちづくりが望まれています。このような住民ニーズを踏まえ、目指す将来像の実現に向けた政策目標の第一の柱に、「快適で住みやすい“ちくぜん”」を掲げ、魅力ある居住環境づくりを推進することになっています。

以上の筑前町の将来像を環境面から実現するために、2008年（平成20年）3月に筑前町環境基本計画を策定し、中間年にあたる2012年（平成24年）度に中間見直しを行いました。その後5年が経過し最終年度に至りましたので、これまでの取り組みに対する評価と現状を踏まえて、第二次筑前町環境基本計画を策定したところです。

第二次計画の策定にあたっては、2013年（平成25年）3月に見直しを行った現行計画（以下、「第一次計画」といいます。）を基本としながら、2016年度（平成28年度）のアンケート調査と環境ワークショップから窺われる住民意識の変化、施策の進捗状況、社会経済状況の変化などを踏まえて、時代に即するように努めています。

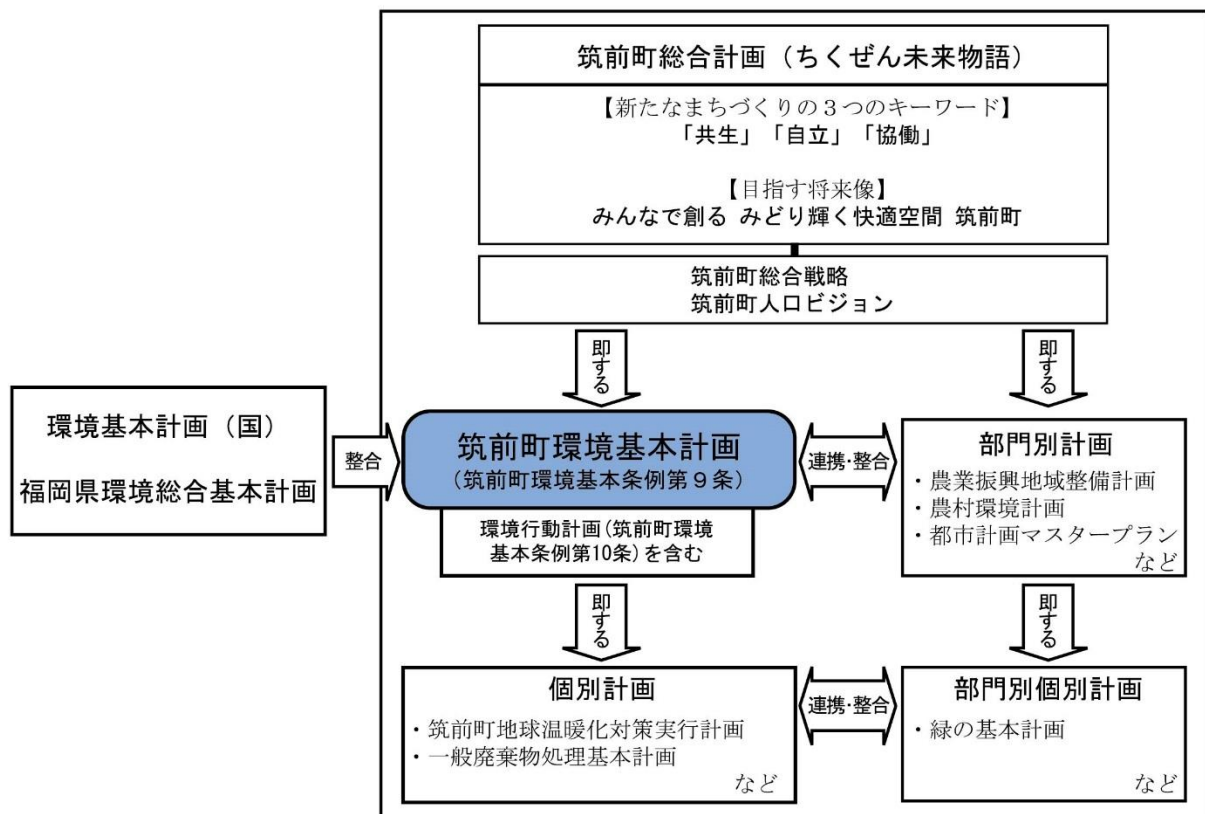


2. 計画の位置付け

この環境基本計画は、「筑前町環境基本条例」第9条に規定された計画で、筑前町総合計画の目指す将来像「みんなで創るみどり輝く快適空間 筑前町」を環境面から実現するための環境行政のマスタープランであり、本町の環境保全・創造に関する各関連分野の施策・事業の基本となるものです。

なお、巻末の「環境行動計画」は「筑前町環境基本条例」第10条に規定された計画であり、住民や事業者、行政の各主体がそれぞれの役割に応じて取り組むべき行動について示したものです。

■環境基本計画の位置付け



筑前町環境基本条例（平成17年3月22日 条例第85号）より抜粋

（環境基本計画の策定）

第9条 町長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）良好な環境の保全及び創造に関する目標

（2）良好な環境の保全及び創造に関する施策の大綱

（3）前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定する場合は、あらかじめ、町民、事業者等の意見を反映するよう努めるとともに、筑前町環境審議会条例（平成17年筑前町条例第86号）に規定する環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

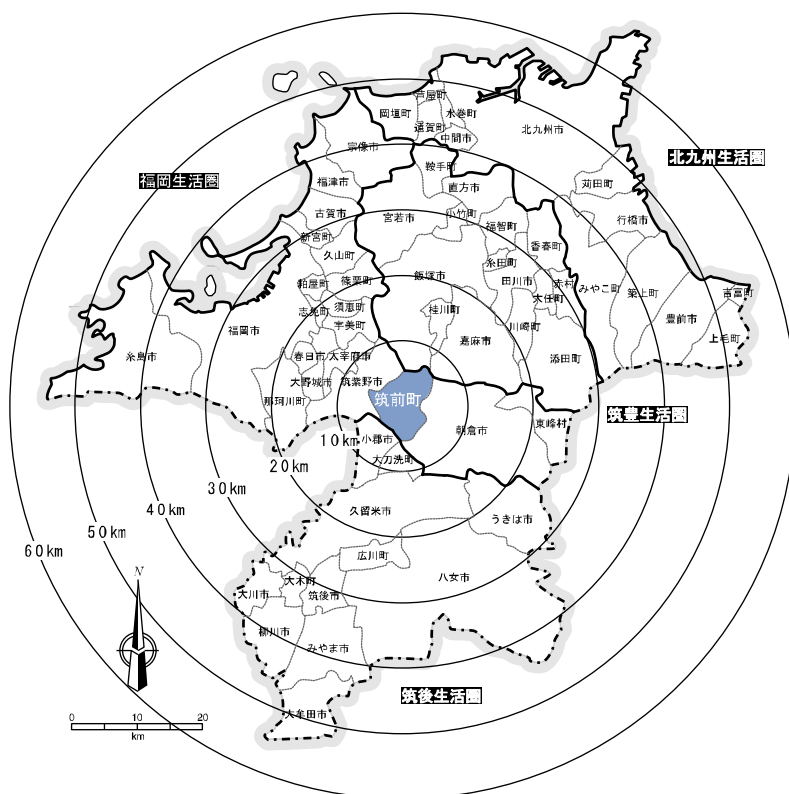
5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

3. 対象とする地域・環境

計画の対象地域は筑前町全域としますが、町単独では解決が困難な広域的な問題については、周辺自治体や福岡県、国と連携、協力して取り組んでいきます。

対象とする環境には、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境及び環境保全体制を取り上げます。

■筑前町の位置



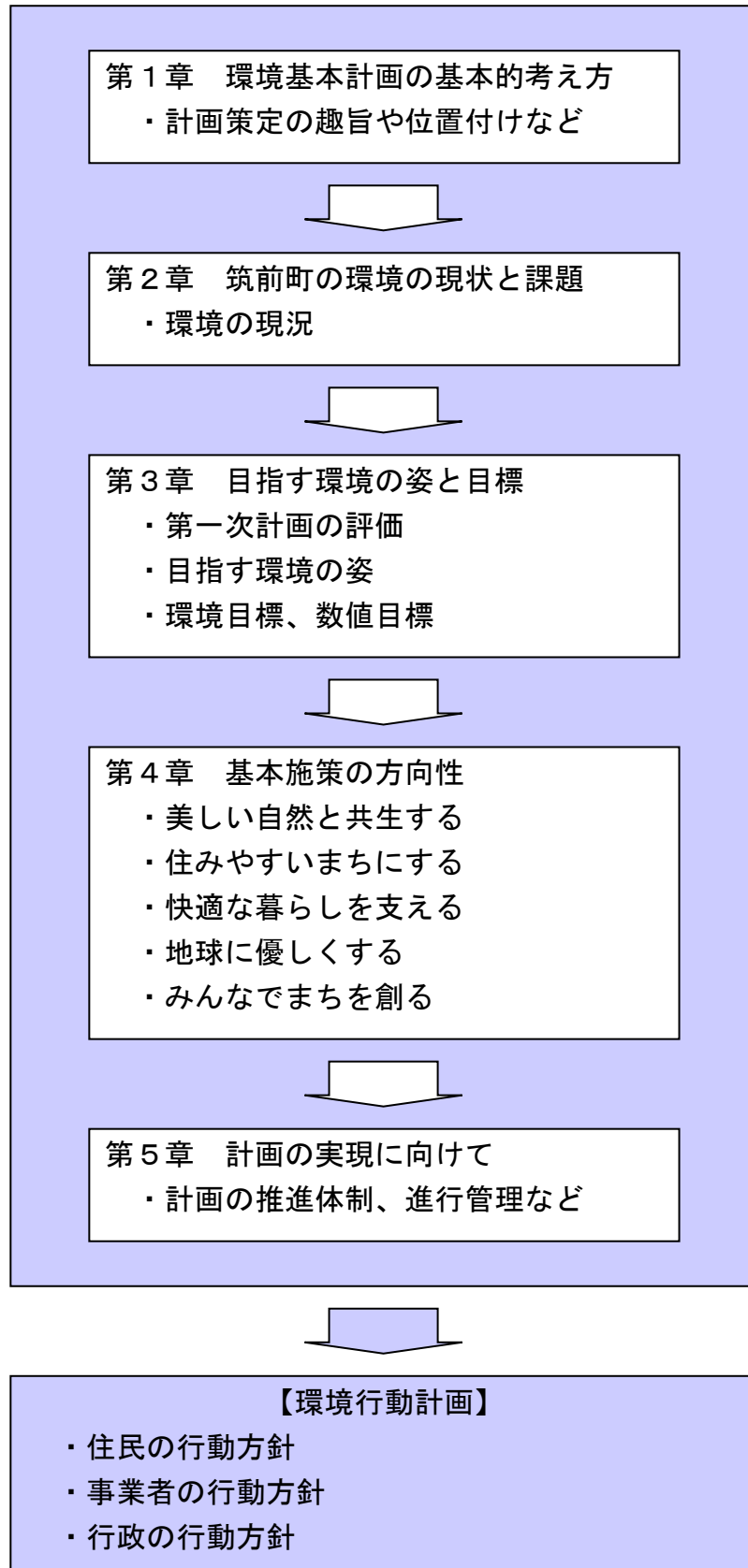
4. 計画の期間

計画の期間は、2018年（平成30年）度から2027年度の10年間とします。

なお、5年後の2022年度に見直しを、10年後の2027年度には改定を行います。計画の進捗状況や社会経済状況の変化、環境問題に関する大きな変化などが生じた場合には、時期に拘わらず計画の改定を行います。

5. 計画の構成

計画の構成は以下のとおりです。





第2章

筑前町の環境の現状と課題



1. 自然・社会条件

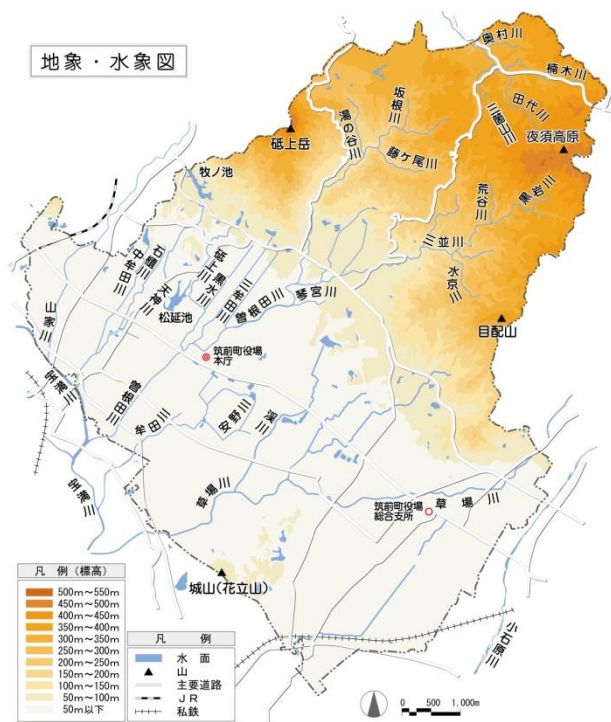
(1) 位置・面積

本町は、福岡県のほぼ中央部に位置し、東は朝倉市に、西は筑紫野市に、南は小郡市・大刀洗町に、北は飯塚市・嘉麻市に接しており、総面積は 67.1km² です。

(2) 地形

町の北東部は、三郡山系東部の砥上岳(496.5m)、夜須高原(300～500m)、目配山(405.1m)などが連なり、緑豊かな自然環境が広がっています。また、町の西端部には山家川、北部山麓から流下する曾根田川、南部には草場川が流れ、それぞれの流域に肥沃な土壌の水田地帯が形成されています。各河川は宝満川に合流し、さらに筑後川に合流しています。

また、南西の平野部に独立した標高 130.6m の城山があり、その山麓一帯に若干の丘陵地形が形成されています。



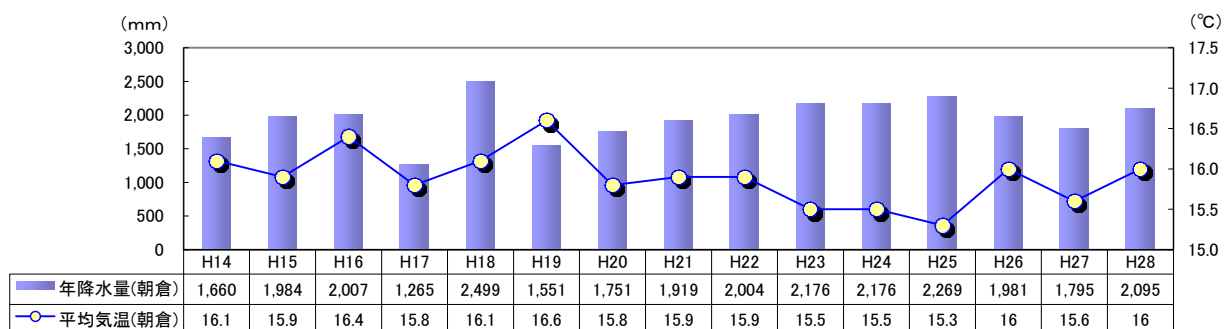
[資料: 筑前町全図]

(3) 気候

気候は有明海に面した西九州内陸型で、昼間気温が高く、夜は冷え込むという特徴があります。

年間平均気温は 15.9℃ (2002 年(平成 14 年)～2016 年(平成 28 年)の平均) で、年間降雨量は、1,942mm (2002 年(平成 14 年)～2016 年(平成 28 年)の平均) となっています。

■気温と降水量の推移

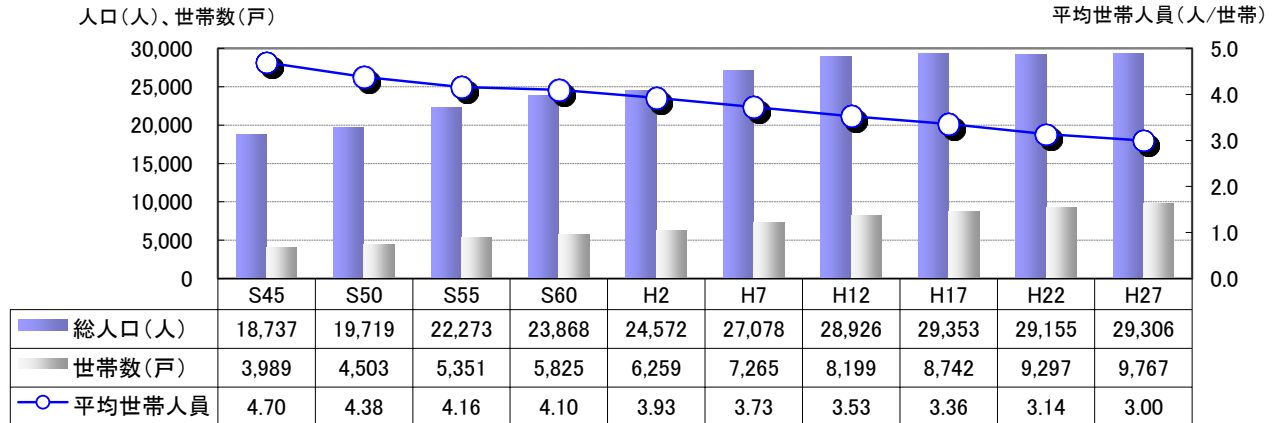


[資料: 気象庁]

(4) 人口

2015年（平成27年）国勢調査によると、総人口は29,306人で、2010年（平成22年）より約0.5%増加しています。世帯数は9,767世帯で増加傾向が続いていますが、一世帯当たりの平均人数は3.0人と減少傾向にあり、核家族化が進んでいるといえます。

■人口・世帯数と平均世帯人員の推移

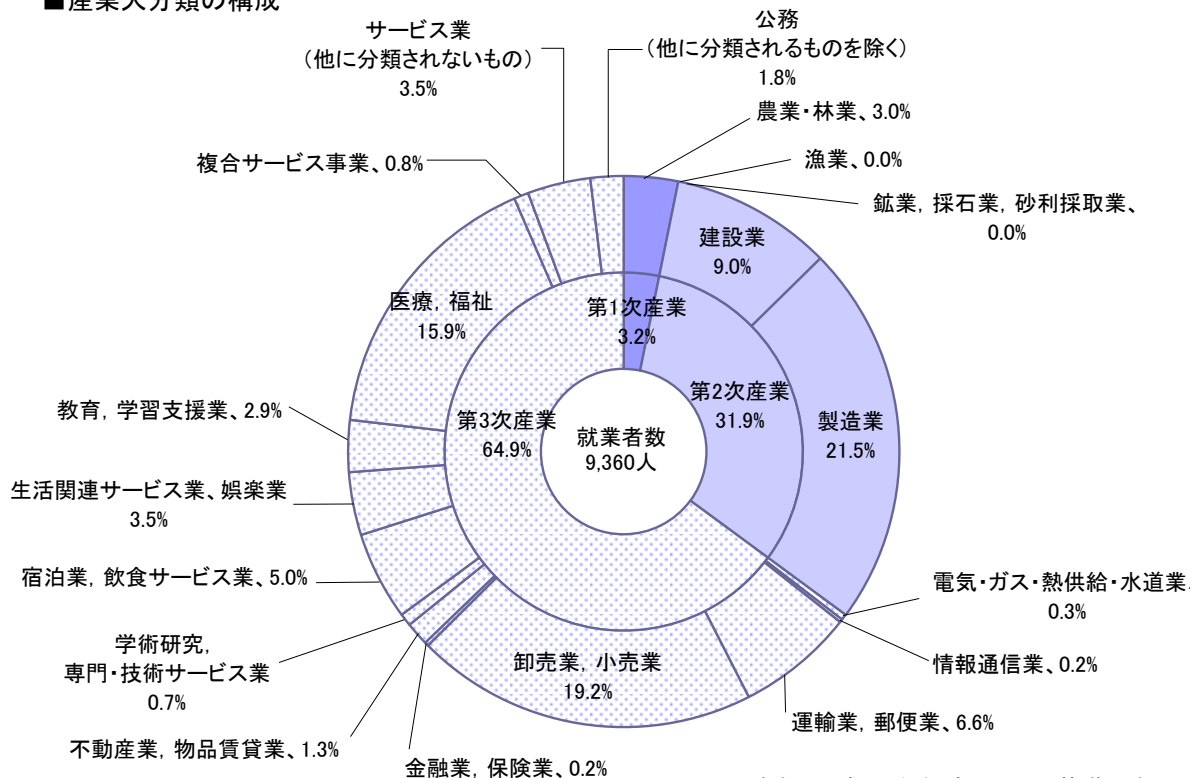


[資料:国勢調査]

(5) 産業

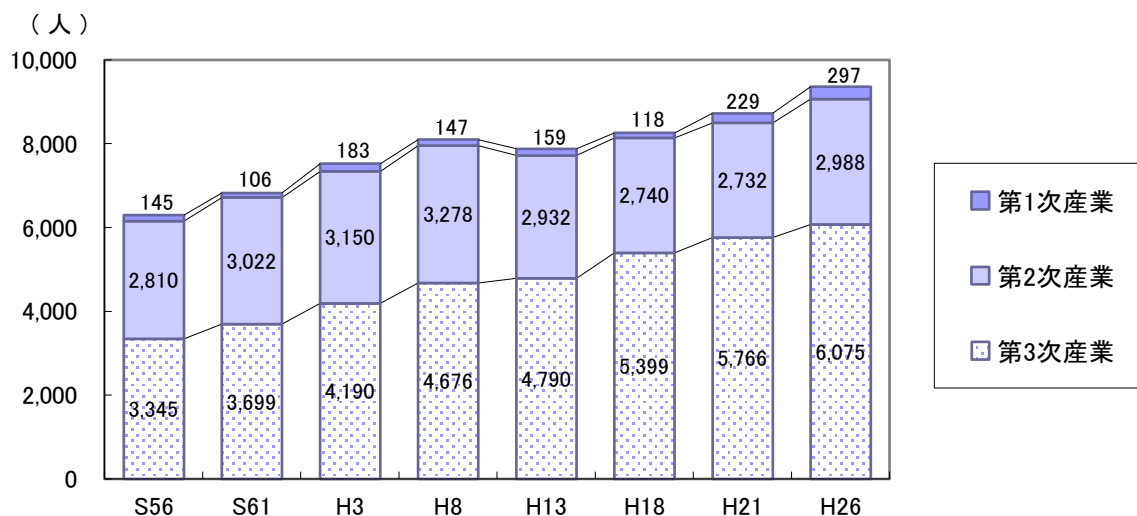
産業別就業者数の内訳は、第1次産業 3.2%、第2次産業 31.9%、第3次産業 64.9%となっています。本町の基幹産業である農業の従事者は、2006年（平成18年）以降増加傾向にあります。

■産業大分類の構成



[資料:平成26年経済センサス基礎調査]

■就業者人口の推移



[資料:昭和 56～平成 18 年事業所・企業統計調査
平成 21～平成 26 年経済センサス基礎調査]

(6) 交通

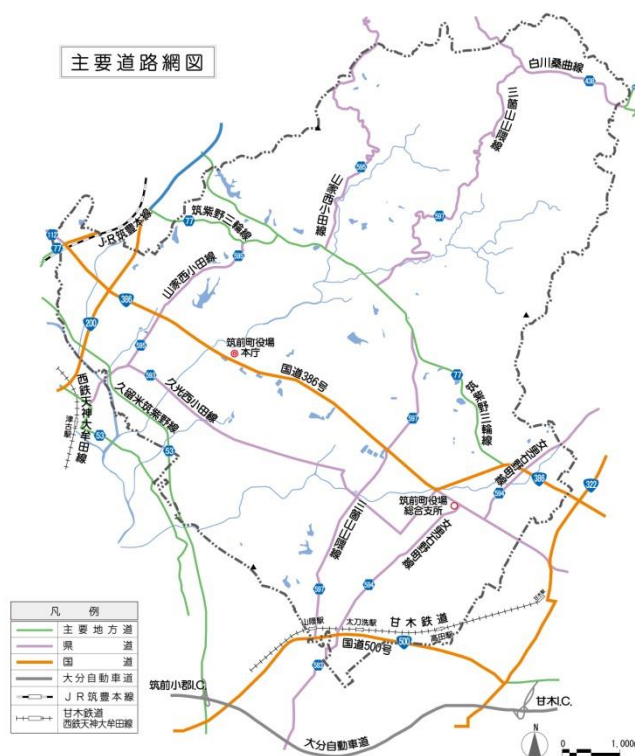
国道の中で、町の中心域を貫き大分県へと通じる国道 386 号が基幹道路となっています。また、西部を通る国道 200 号とそれに並行する冷水道路、南部を通る国道 500 号があります。

国道 386 号は、交通量増加による市街地での渋滞を解消するため、甘木バイパスが整備されています。県道は、主要地方道の久留米筑紫野線、筑紫野三輪線などがありますが、その他の生活道路では未改良区間が多いという現状です。

高速道路は、町南部に九州横断自動車道(大分自動車道)が走り、筑後小郡 I.C.及び甘木 I.C.と接続しています。

鉄道は、甘木鉄道が走り 3 つの駅があります。また町北部には JR 筑豊本線が走っています。隣接する筑紫野市には西鉄天神大牟田線の駅があり、福岡都市圏や久留米広域圏への通勤・通学の移動手段として利用されています。

路線バスは、西鉄バス、日田バス及び甘木観光バスが運行しています。



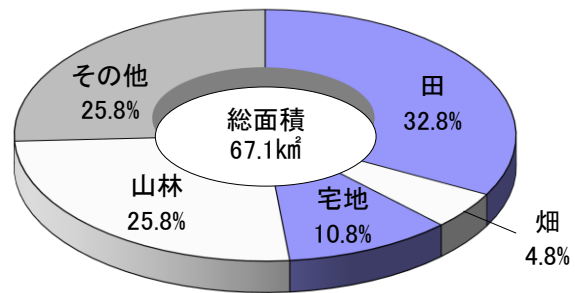
[資料:筑前町全図]

(7) 土地利用

主要地方道筑紫野三輪線を境界とした北部は、スギ、ヒノキの人工林、照葉樹林、モウソウ竹林及び原野が点在しています。その中の夜須高原一帯には公共の教育施設、福祉施設、レクリエーション施設及びゴルフ場が整備されており、多くの県内外の利用者が訪れています。

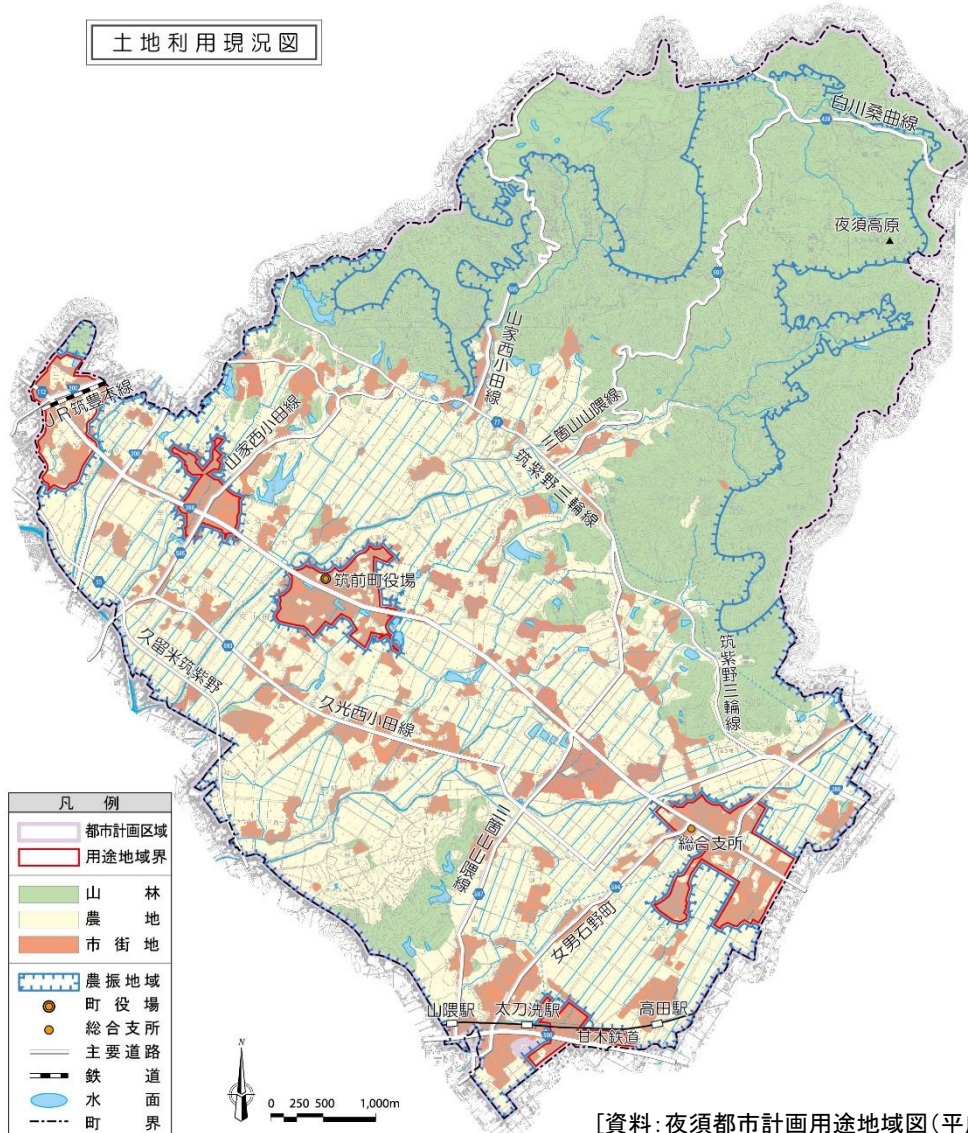
山麓、扇状地、平野地は田畑、水田地帯の農業生産地となっており、国道386号及び国道500号の沿線には市街地が点在しています。南西部の城山山麓の丘陵地は、広い範囲で果樹園が開かれています。

■土地利用の割合



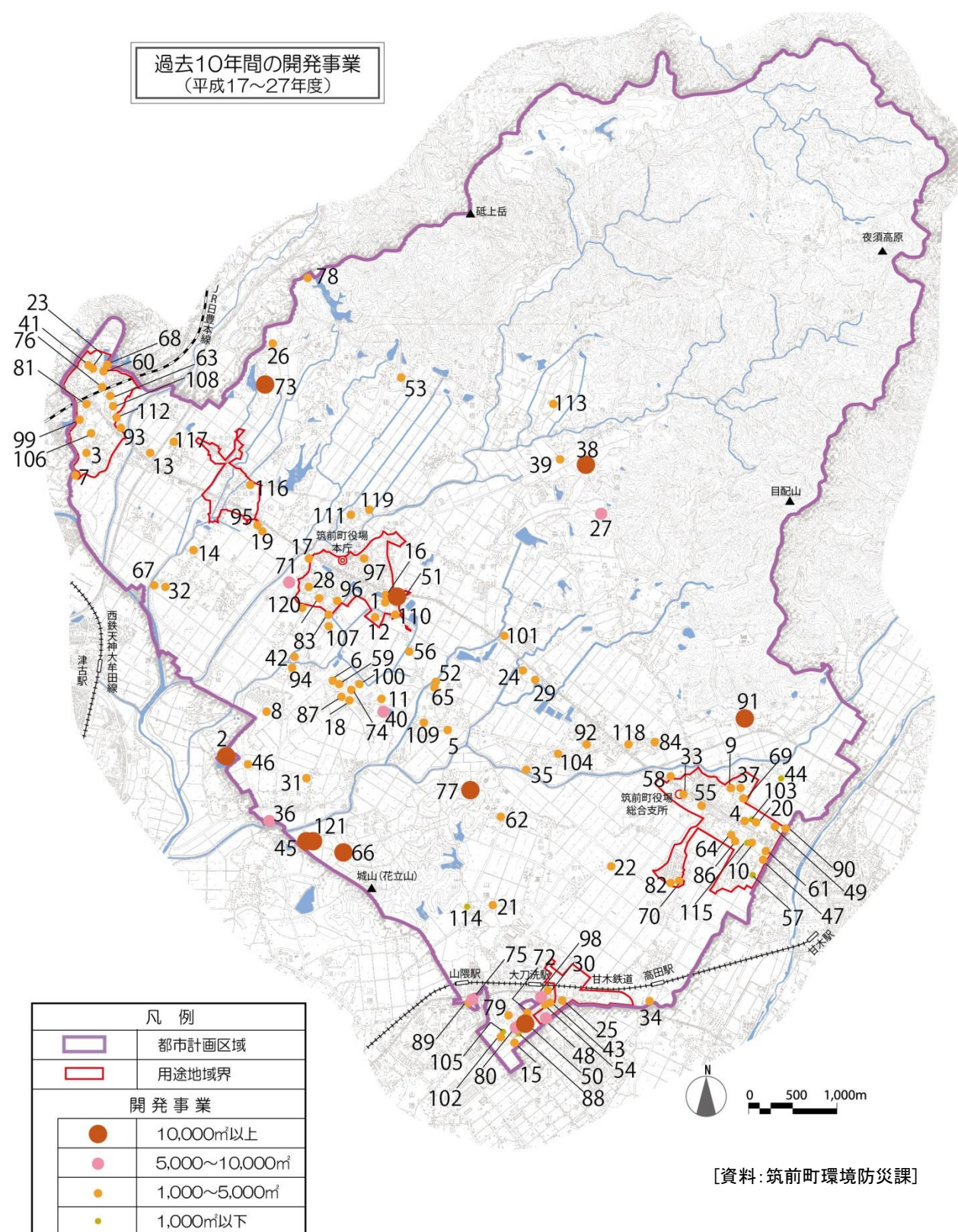
[資料:平成27年度 固定資産概要調査]

土地利用現況図



[資料:夜須都市計画用途地域図(平成23年9月)
甘木都市計画用途地域図(平成23年9月)
第6回・第7回自然環境保全基礎調査
(植生調査:平成12年度)
旧夜須町「土地利用計画図(平成8年3月)」
旧三輪町「土地利用計画図(平成8年10月)」]

過去10年間の開発事業による土地利用の転換状況をみると、主に住宅用地や商業用地に転換されています。



■過去10年間の開発事業

対図 番号	申請年月日	開発面積 (㎡)	開 発 目 的	対図 番号	申請年月日	開発面積 (㎡)	開 発 目 的
1	平成17年3月23日	1,678	共同住宅建設の為	62	平成21年10月14日	1,562	駐車場
2	平成17年3月28日	20,717	遊技場	63	平成21年10月22日	2,340	専用住宅
3	平成17年3月29日	2,774	共同住宅建設の為	64	平成21年11月20日	1,233	共同住宅
4	平成17年4月1日	1,460	飲食店(うどん店)新築の為	65	平成21年11月24日	1,254	共同住宅
5	平成17年5月30日	1,433	倉庫・建築資材置場・作業場	66	平成22年3月15日	11,622	工場用地
6	平成17年5月30日	2,081	社屋建築	67	平成22年4月22日	2,522	店舗
7	平成17年6月15日	1,714	建売分譲4区画	68	平成22年5月6日	3,586	共同住宅
8	平成17年8月17日	2,950	工場用地	69	平成22年8月17日	1,428	貸資材置場
9	平成17年10月25日	1,379	共同住宅建築	70	平成22年12月20日	1,492	分譲住宅
10	平成17年10月31日	1,231	共同住宅建設に伴う宅造	71	平成23年2月14日	7,520	店舗
11	平成17年11月1日	4,112	駐車場・資材置場	72	平成23年3月23日	1,015	建売住宅
12	平成17年12月2日	1,047	共同住宅建設	73	平成23年7月27日	11,138	資材置場
13	平成17年12月13日	2,181	共同住宅建設	74	平成23年9月20日	1,304	賃貸共同住宅
14	平成18年1月30日	2,086	建売分譲	75	平成23年11月9日	6,526	身体障害者療護施設
15	平成18年4月10日	2,011	共同住宅	76	平成23年12月6日	1,865	賃貸共同住宅
16	平成18年4月10日	3,630	店舗建設	77	平成23年12月27日	13,791	駐車場及び遊技施設
17	平成18年4月25日	2,341	建設機材露天置場及び倉庫	78	平成24年1月5日	4,523	墓園進入路、資材置場、緑地
18	平成18年5月15日	1,983	駐車場	79	平成24年5月1日	3,962	運動広場及び駐車場用地
19	平成18年6月19日	1,466	充填所	80	平成24年5月11日	5,480	保育所
20	平成18年6月19日	1,283	アパート	81	平成24年5月11日	2,114	ホテル
21	平成18年6月26日	1,344	一戸建て賃貸住宅	82	平成24年7月11日	2,060	借家住宅建築・宅地分譲
22	平成18年6月26日	2,671	駐車場・資材置場	83	平成24年7月23日	2,396	宅地分譲
23	平成18年7月4日	2,488	建売分譲住宅	84	平成24年8月6日	1,077	借家住宅建築
24	平成18年7月27日	2,995	共同住宅	85	平成24年10月18日	1,979	宅地分譲
25	平成18年7月28日	1,168	駐車場	86	平成24年11月30日	2,920	宅地分譲
26	平成18年9月7日	2,928	仮設住宅建設	87	平成24年12月6日	1,231	建売分譲住宅
27	平成18年9月27日	5,749	建設資材置場	88	平成24年12月25日	798	社員住宅建設
28	平成18年9月28日	1,924	共同住宅	89	平成25年3月4日	2,216	有料老人ホーム・デイサービス
29	平成18年10月16日	1,363	遊技場駐車場	90	平成25年3月15日	1,091	長屋住宅(10戸)
30	平成19年1月10日	2,958	店舗建築	91	平成25年3月22日	43,745	福祉施設建設
31	平成19年7月3日	1,500	資材置場	92	平成25年4月10日	1,911	長屋住宅建築
32	平成19年7月7日	2,194	戸建借家	93	平成25年7月1日	2,991	宅地分譲
33	平成19年7月17日	1,032	共同住宅	94	平成25年8月9日	1,598	宅地分譲
34	平成19年9月18日	2,450	共同住宅	95	平成25年10月30日	全体 新規 5,408 1,553	店舗建設
35	平成19年10月25日	2,326	共同住宅	96	平成25年11月6日	1,011	宅地分譲
36	平成19年11月22日	7,179	給油所新設	97	平成26年2月20日	1,746	共同住宅(3棟)
37	平成19年12月3日	1,259	宅地分譲(専用住宅)	98	平成26年2月28日	6,533	店舗建設
38	平成20年1月24日	20,436	店舗(各種食料品小売業・一般食堂)	99	平成26年3月26日	4,363	宅地分譲
39	平成20年2月19日	1,834	駐車造用地	100	平成26年4月8日	1,265	共同住宅
40	平成20年4月1日	6,444	機械組立工場・事務所	101	平成26年4月22日	2,990	宅地分譲
41	平成20年5月1日	1,809	共同住宅建築	102	平成26年6月20日	1,078	共同住宅
42	平成20年5月1日	2,900	自動車整備工場・事務所	103	平成26年6月16日	979	長屋住宅
43	平成20年6月24日	1,175	倉庫建築	104	平成26年8月29日	1,259	長屋住宅
44	平成20年6月25日	948	共同住宅建築	105	平成26年9月5日	844	共同住宅
45	平成20年8月6日	22,376	工場用地(自動車・同附属品製造業)	106	平成26年9月26日	1,618	資材置場
46	平成20年8月19日	3,099	店舗建築	107	平成26年11月11日	4,216	建売分譲
47	平成20年10月9日	1,909	共同住宅建築	108	平成26年11月5日	2,848	宅地分譲
48	平成20年10月20日	5,619	化粧品製造工場	109	平成26年11月14日	1,458	宅地分譲
49	平成20年12月4日	1,309	共同住宅建築	110	平成26年12月9日	1,238	宅地分譲
50	平成20年12月8日	28,909	部品製造・組立工場	111	平成27年3月13日	1,521	建売分譲住宅
51	平成21年3月6日	10,804	店舗建築	112	平成27年4月30日	1,973	資材置場、駐車場
52	平成21年1月14日	1,727	共同住宅建築	113	平成27年5月19日	1,600	資材置場、駐車場
53	平成21年1月23日	2,404	資材倉庫建築	114	平成27年10月19日	903	共同住宅
54	平成21年2月10日	1,173	駐車場	115	平成27年10月19日	848	長屋住宅
55	平成21年3月4日	1,528	共同住宅建築	116	平成27年11月5日	2,227	共同住宅
56	平成21年3月26日	1,250	戸建借家	117	平成27年11月16日	1,209	建売住宅
57	平成21年3月31日	792	共同住宅	118	平成27年11月24日	2,943	老人ホーム
58	平成21年6月1日	4,275	店舗	119	平成27年11月24日	1,443	専用住宅
59	平成21年6月22日	1,411	共同住宅	120	平成28年1月19日	1,336	作業場及び資材置場、駐車場
60	平成21年8月18日	2,208	共同住宅	121	平成28年1月28日	47,580	工場用地
61	平成21年10月2日	1,044	共同住宅				

2. 自然環境

(1) 地形・地質

地形は、筑紫山塊の一つである三郡山系に連なる夜須高原が北部に広がっています。南部は、平野が広がり、宝満川流域になっています。

地質は、北部が花崗岩、南部は砂・礫・泥の堆積岩に覆われています。

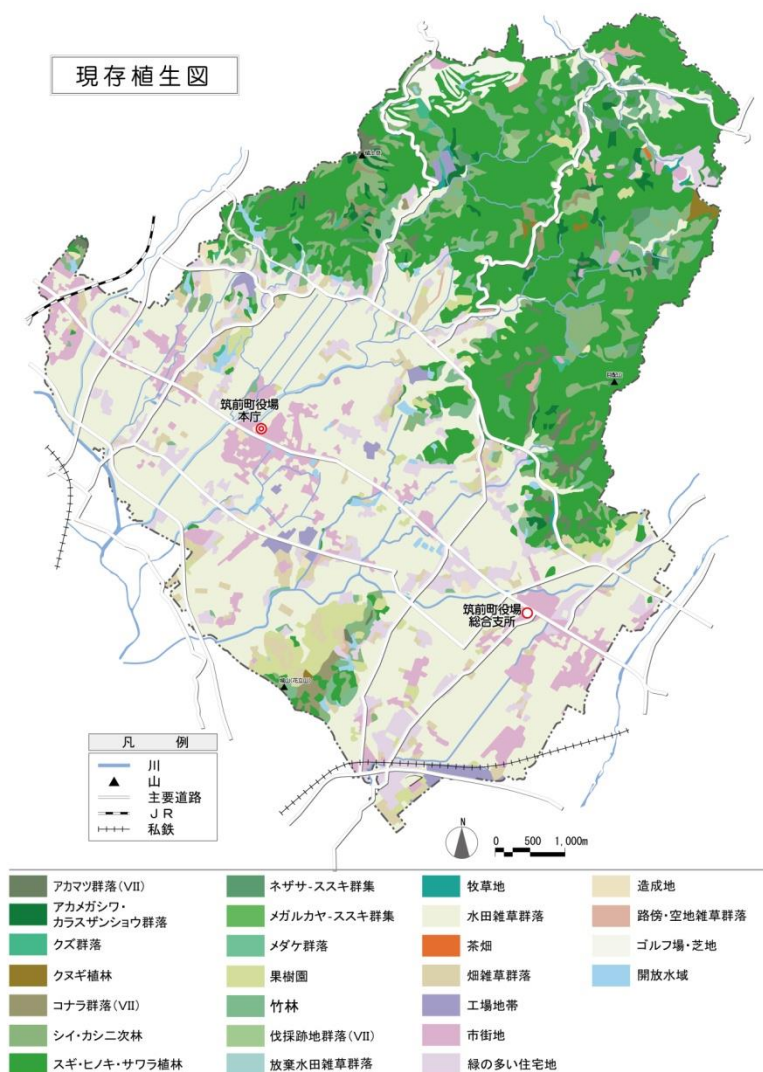
(2) 植生・植物

町内の植生は、森林植生、高原植生群落、田畑路傍雑草群落、河川雑草群落及びため池の水生植物に大別できます。

森林植生のうちスギ、ヒノキ林は、谷筋にスギ林、山腹にヒノキ林が分布していますが、全体的に枝打ちや間伐といった手入れの不足が目立ちます。広葉樹林の林相としては、スダジイ、アラカシ、タブノキなどを中心とした照葉樹林様相の森林ですが、落葉樹との混交林が多くなっています。

竹林は主に里山に分布していますが、タケノコ生産林以外はほとんど放置状態で、林内はヤブ化して生産機能を果たしていないところが多く存在しています。また、竹林はスギ、ヒノキ林内に侵入して被害をもたらす山地荒廃の原因にもなっているため、竹林整備が課題です。

夜須高原では、四季を通じて多くの種類の花が咲き、希少な植物も多く見られます。田畑や路傍、河川の雑草群落では、外国産の帰化植物の繁茂が見られます。



[資料:環境省 第6回・第7回自然環境保全基礎調査]

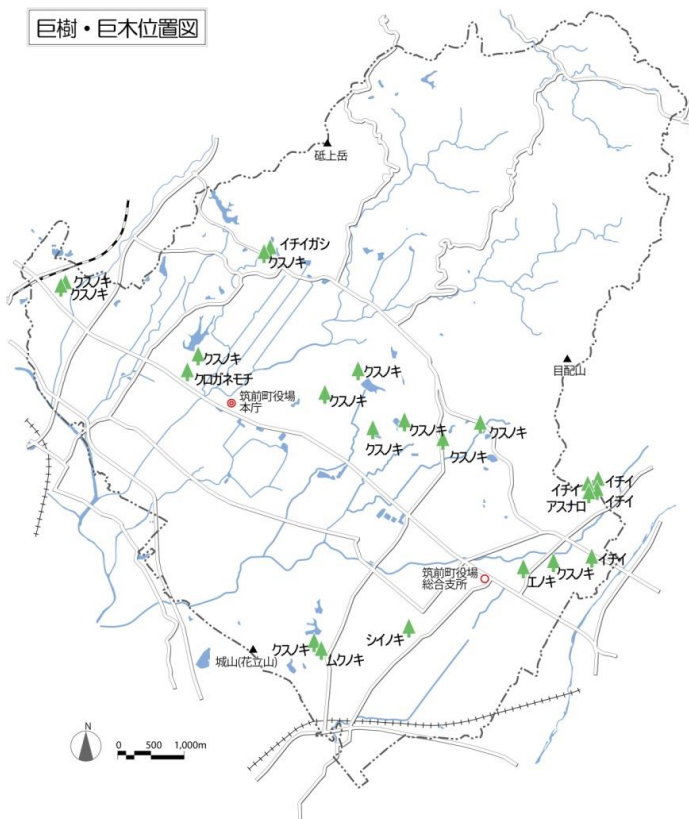
福岡県の希少野生生物(福岡県レッドデータブック 2011)によれば、サワトラノオ(絶滅危惧 IA 類)や、キンバイザサ(絶滅危惧 IB 類)などの希少な植物が 9 種、植物群落が 1 群落確認されています。

■希少な植物・植生

分類区分	和名	福岡県カテゴリー※(2011)
維管束植物	キンバイザサ	絶滅危惧 I B 類
	サワトラノオ	絶滅危惧 I A 類
	ナガバノウナギツカミ	準絶滅危惧
	ネバリタデ	準絶滅危惧
	ノハラテンツキ	絶滅危惧 I A 類
	ノヤナギ	準絶滅危惧
	ヒキヨモギ	絶滅危惧 I B 類
	ヒメノボタン	絶滅危惧 I A 類
	ミズワラビ	絶滅危惧 I B 類
植物群落	ススキ群落	カテゴリー II

※福岡県カテゴリー:「福岡県レッドデータブック」における種の区分。「福岡県レッドデータブック」は、絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その現状や減少要因などを明らかにしたものです。2001 年(平成 13 年)に「福岡県レッドデータブック 2001」は刊行されましたが、その後 10 年以上経過したことから改訂が行われました。改訂版「福岡県レッドデータブック 2011」では植物群落・植物・哺乳類・鳥類が、「福岡県レッドデータブック 2014」では爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、甲殻類その他、クモ形類等がとり挙げられています。

また、第 4 回・第 6 回自然環境基礎調査及び、巨樹・巨木データベースによれば、本町の巨樹・巨木として、クスノキやエノキなど 22 本がとり挙げられています。



[資料: 第 4 回・第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木データベース]

(3) 動物

福岡県の希少野生生物(福岡県レッドデータブック 2011・2014)では、ニホンヒキガエル(絶滅危惧Ⅱ類)などの両生類、オシドリ(準絶滅危惧)の鳥類など、全18種が確認されています。



■オシドリ

■希少な動物

分類区分	和名	福岡県カテゴリー※(2011)	福岡県カテゴリー※(2014)
貝類	オオタニシ		絶滅危惧Ⅱ類
魚類	カジカ大卵型		準絶滅危惧
	カネヒラ		準絶滅危惧
	メダカ(ミナミメダカ)		準絶滅危惧
	ヤマトシマドジョウ		準絶滅危惧
昆虫類	ウラナミジャノメ		絶滅危惧Ⅱ類
	キイトンボ		準絶滅危惧
	クロモンヒラナガゴミムシ		準絶滅危惧
	ケスジドロムシ		準絶滅危惧
	タグチホソヒラタハムシ		絶滅危惧Ⅱ類
	ハガマルヒメドロムシ		絶滅危惧ⅠB類
	ヒメビロウドカミキリ		準絶滅危惧
	ミツギリゾウムシ		準絶滅危惧
鳥類	オシドリ	準絶滅危惧	
両生類	トノサマガエル		絶滅危惧ⅠB類
	ニホンヒキガエル		絶滅危惧Ⅱ類
	ヤマアカガエル		絶滅危惧Ⅱ類
爬虫類	ヒバカリ		準絶滅危惧

※福岡県カテゴリー:「福岡県レッドデータブック」における種の区分。「福岡県レッドデータブック」は、絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その現状や減少要因などを明らかにしたものです。2001年(平成13年)に「福岡県レッドデータブック 2001」は刊行されましたが、その後10年以上経過したことから改訂が行われました。改訂版「福岡県レッドデータブック 2011」では植物群落・植物・哺乳類・鳥類が、「福岡県レッドデータブック 2014」では爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、甲殻類その他、クモ形類等がとり上げられています。

(4) 自然景観

福岡県では「快適な環境スポット」※として30箇所を選定していますが、その中に城山(花立山)が選ばれています(2015年(平成27年)12月)。

※快適な環境スポット:地域の人々の誇りとして、地域団体、NPO、市町村などにより環境保全活動が行われて、五感に響くような自然景観に優れた場所として選定されるもの。

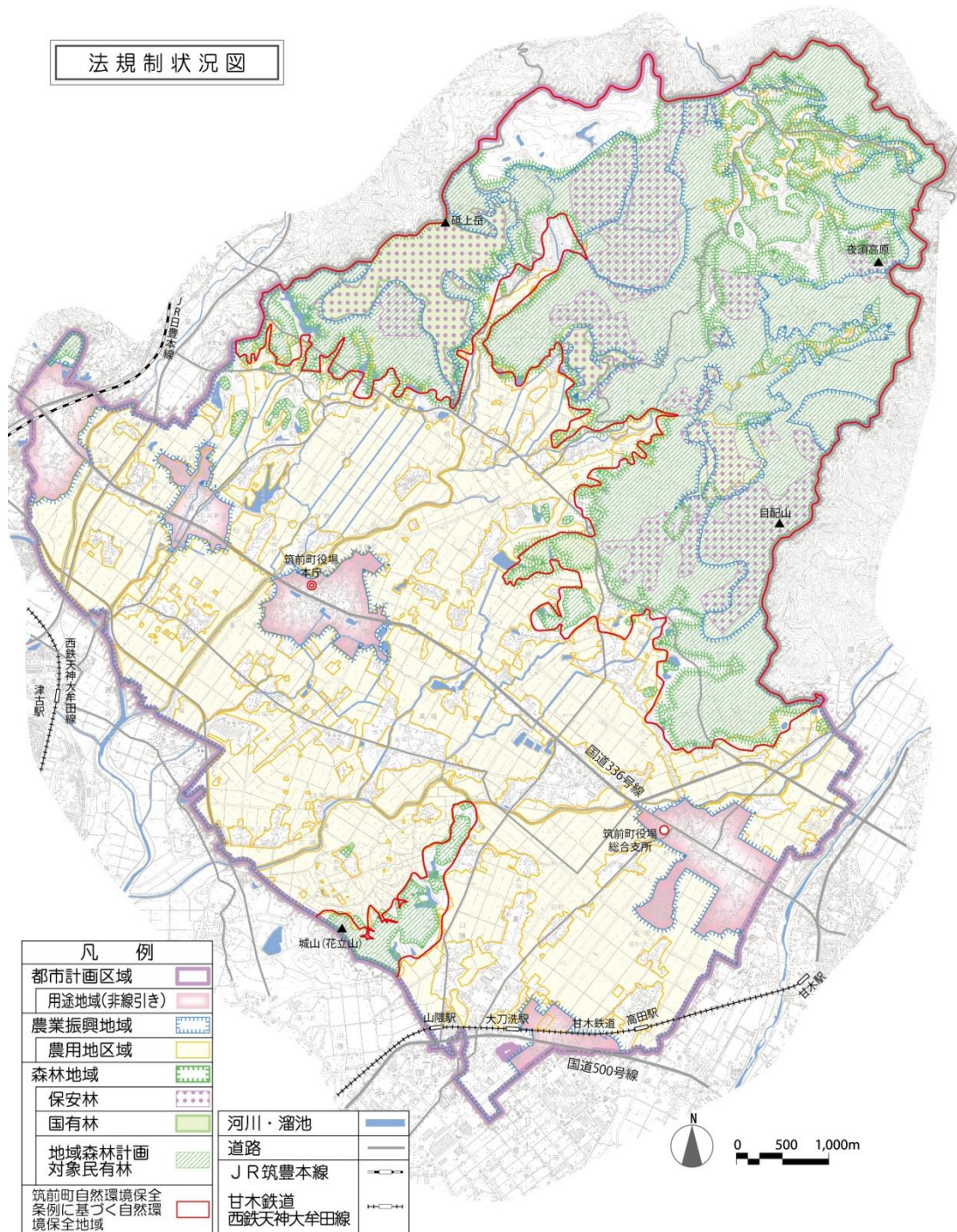


■城山(花立山)

（５）土地利用関連の法規制状況

土地利用関連の法規制状況については、町域の 8 割程度が農業振興地域に指定されており、うち農用地が 4 割程度を占めています。

町全域は都市計画区域に指定されていますが非線引きであり、用途地域は国道 386 号と 500 号沿いに分散しています。また、法令に基づく自然公園地域や自然保全地域は指定されていませんが、「筑前町自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域が山間部を中心に指定されています。



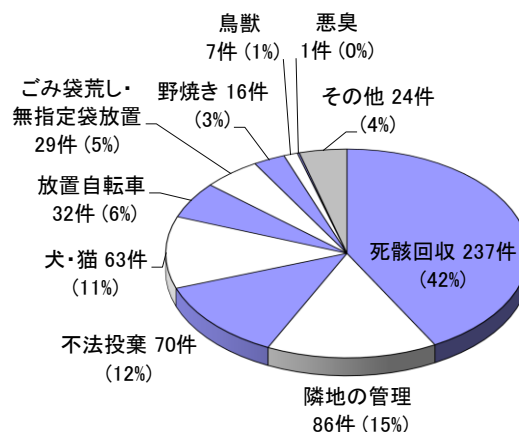
[資料：福岡県土地利用基本計画図(平成 24 年 3 月)]

3. 生活環境

(1) 公害関係の苦情件数

2016年（平成28年）度における苦情件数の内訳は、死骸回収が237件（約42%）で最も多く、次いで空き地などの隣地の管理やごみの不法投棄に関する苦情が多くなっています。

■ 公害関係の苦情件数(2016年(平成28年)度)

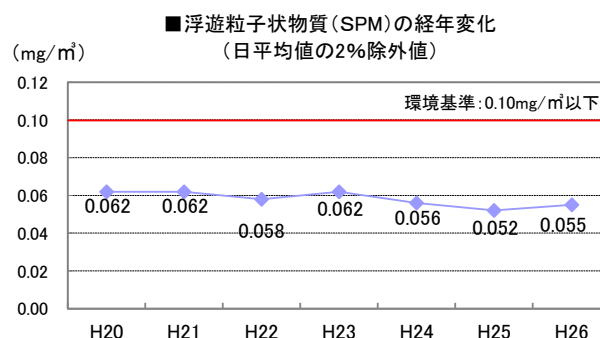
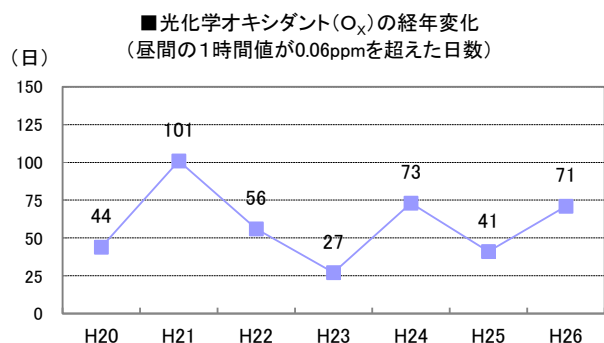
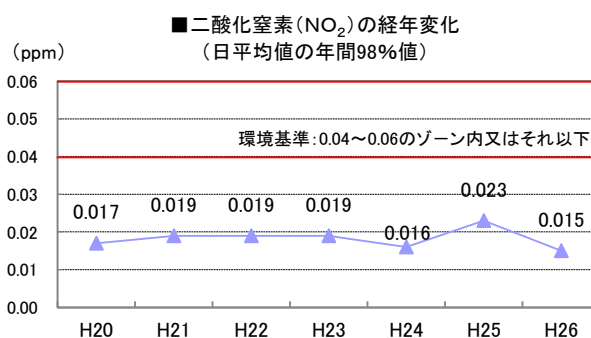
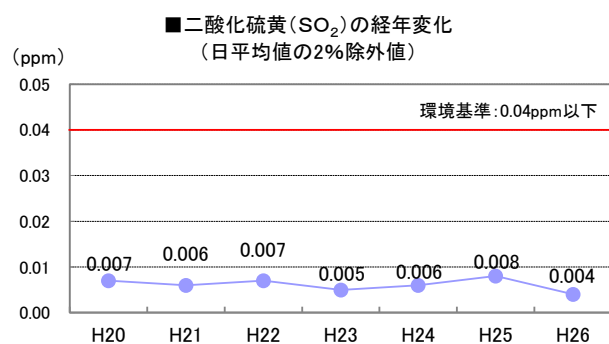
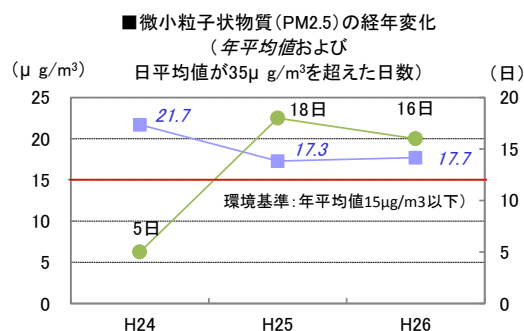


[資料: 筑前町環境防災課]

(2) 大気環境

本町には、大気汚染常時監視測定局はありませんが、近隣の筑後小郡(一般環境大気測定局)における二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)は、環境基準を満たしています。

なお、光化学オキシダントについては、全国のほとんどの測定局と同様、福岡県下の全測定局において環境基準が満たされていない現況です。その大気中の濃度が高くなった時は、近年問題となっている微小粒子状物質(PM2.5)も同様ですが、関連機関と連携した住民への情報提供が大切です。



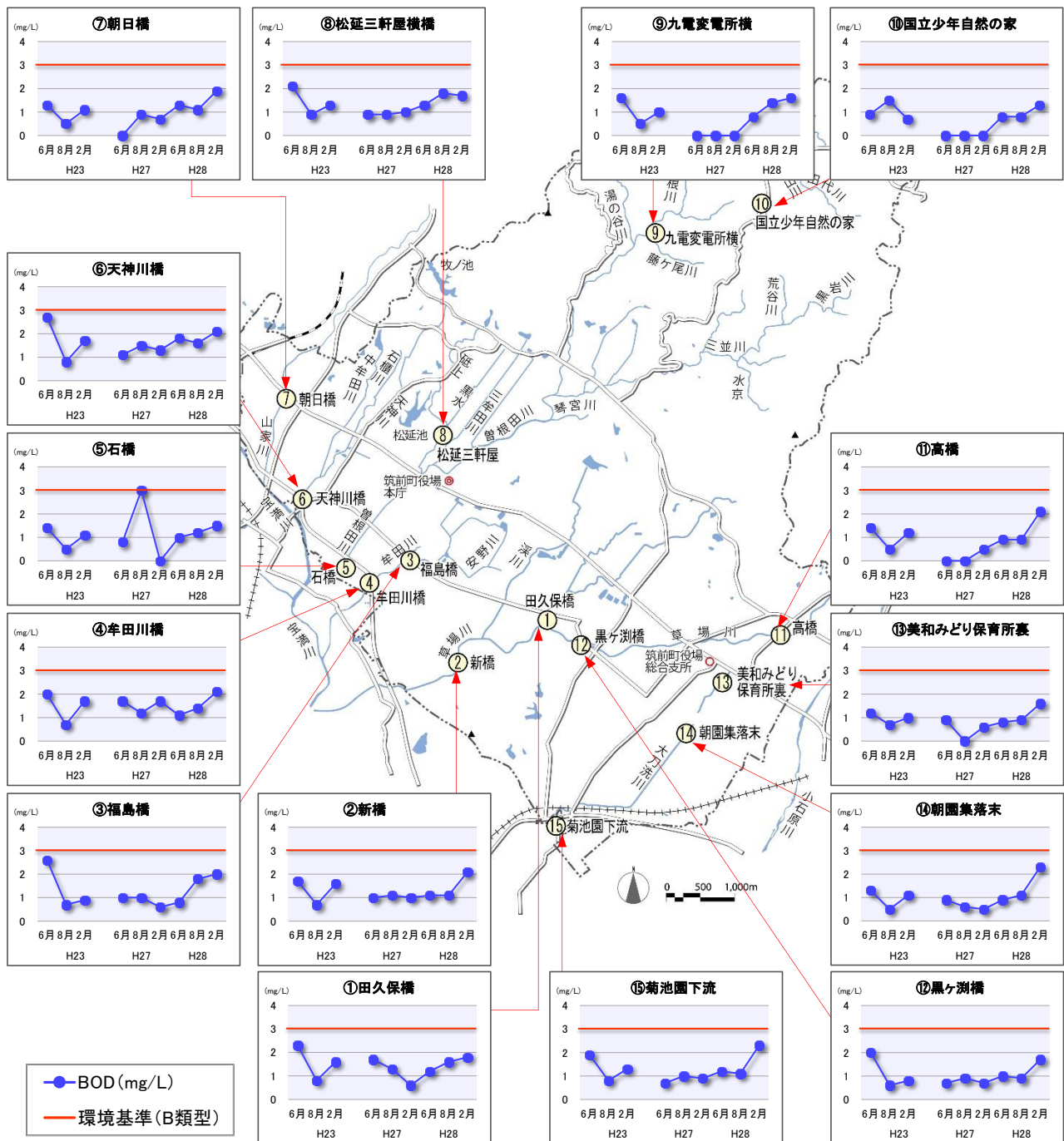
[資料: 福岡県公害関係測定結果]

(3) 水環境

2011年（平成23年）度及び2015～2016年（平成27～28年）度の町内の河川水質調査結果によると、全ての地点がBOD*の環境基準値以下となっています。河川のBODは、季節や採水日の気象条件などの影響を受けて大きく変動するため、今後も定期的に水質調査を行いながら、水質の保全に努める必要があります。

※BOD:生物化学的酸素要求量といい、これは水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で表され、数字が小さいほど水質が良いとされている。町内の河川はB類型に指定されており、BODの環境基準は3.0mg/L以下である。

■BODの推移



[資料:筑前町環境防災課]

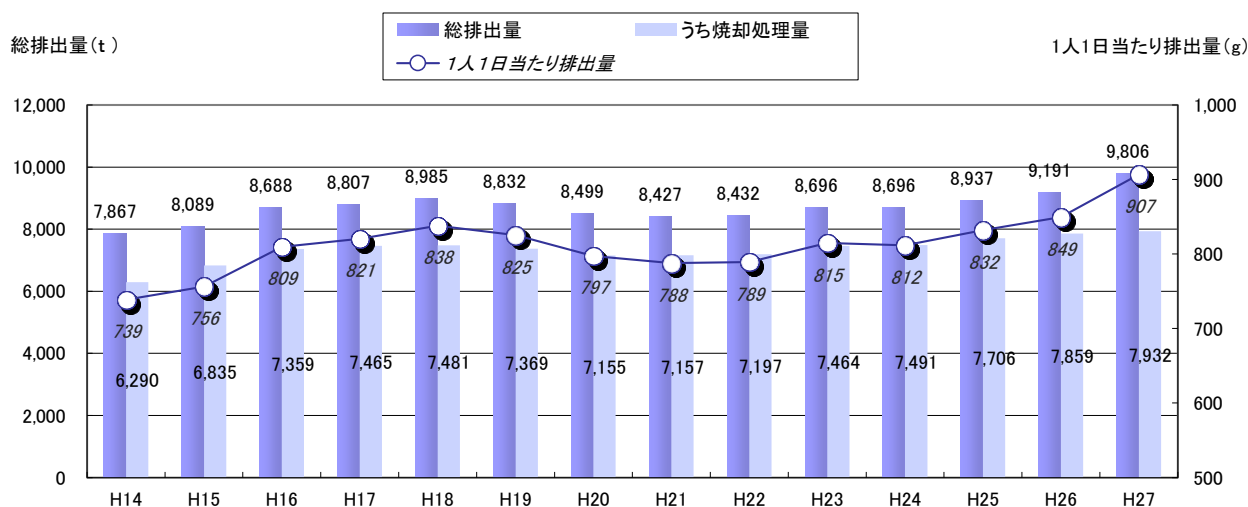
(4) 廃棄物・リサイクル

本町のごみ処理は、甘木・朝倉・三井環境施設組合の処理施設において行われています。

ごみの総排出量及び1人1日当たりごみ排出量は、2006年（平成18年）度から2009年（平成21年）度にかけて減少傾向でしたが、2010年（平成22年）以降増加に転じています。なお、2015年（平成27年）度の1人1日当たりごみ排出量は907gで、福岡県内（985g）を下回っています。

リサイクル率については、2006年（平成18年）度以降やや減少傾向にありますが、福岡県内を上回る水準で推移しています。

■ごみ排出量の推移



※H14～H26の総排出量と1人1日当たり排出量は、それぞれ「総排出量＝収集ごみ量＋直接搬入量＋自家処理量」、

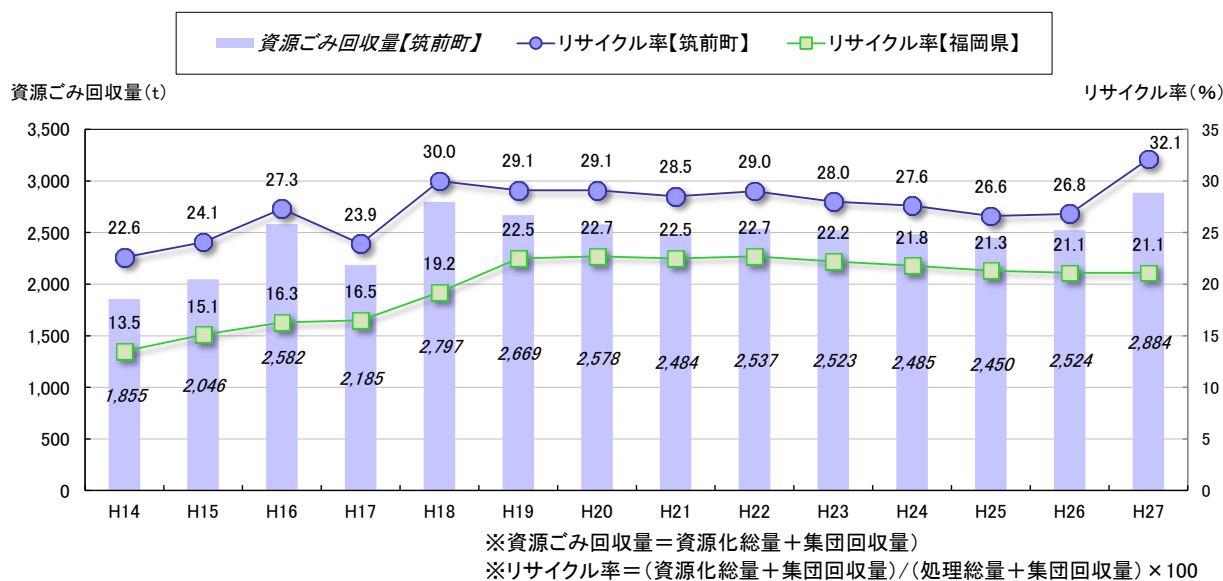
「1人1日当たり排出量＝総排出量/住民基本台帳人口/365日」により算出しました。

※H27の総排出量と1人1日当たり排出量は、「一般廃棄物処理基本計画 筑前町（平成27年3月）」と同じ次の式で算出しました。

「総排出量＝収集ごみ量＋直接搬入量＋集団回収量」、「1人1日当たり排出量＝総排出量/処理計画区域人口/365日」。

[資料：福岡県における一般廃棄物処理の現況（各年）]

■リサイクル率の推移



[資料：福岡県における一般廃棄物処理の現況（各年）]

4. 快適環境

(1) 上水道

本町は豊富な地下水に恵まれていたため、2015年（平成27年）度の水道普及率は44.6%（2011年(平成23年)度は27.9%）にとどまっています。

(2) 下水道

下水道等普及率は、2015年（平成27年）度末時点で89.7%（2011年(平成23年)度は88.1%）となっており、整備が進んでいます。

(3) 都市公園

1人当たりの都市公園面積は、2014年（平成26年）度4.76㎡/人（2010年(平成22年)度は4.85㎡/人）であり、福岡県の8.9㎡/人（2014年(平成26年)度）と比較して少ない状況といえます。



■安の里公園



■緑とスポーツのふれあい広場

(4) 河川・水辺

河川は、鈴野峠と砥上岳を結ぶ稜線を分水嶺として、南流する一級河川筑後川水系と北流する一級河川遠賀川水系に分けられます。一級河川(指定区間)は、草場川、曾根田川などの8河川、準用河川は長音寺川、太刀洗川などの5河川、普通河川は中牟田川、石櫃川などの24河川があります。

ため池は、農業用として牧の池、松延池及び湯の谷池など68箇所あります。



■曾根田川



■牧の池

(5) 歴史・文化

国指定文化財は4件、町指定文化財が7件あり、その他に国保有の考古資料「ヒルハタ遺跡五面彫鋳型」があります。

その中で環境に関連するものとしては、国指定史跡「焼ノ峠古墳」、同「仙道古墳」や町指定天然記念物「上高場の大藤」、「松峡八幡宮の大樟」、「砥上神社のイチイガシ」などがあります。



■上高場の大藤



■仙道古墳

■指定文化財

指定の別	種別	名称	員数	所在地	指定年月日
国	重要文化財 (考古資料)	峯遺跡十号甕棺出土品	一括	九州国立博物館	昭和 63 年 6 月 6 日
		栗田遺跡(経田地区) 出土祭祀遺物一括	一括	九州国立博物館	平成 6 年 6 月 28 日
	史跡	焼ノ峠古墳	1 基	四三嶋	昭和 50 年 2 月 15 日
		仙道古墳	1 基	久光	昭和 53 年 5 月 6 日
	天然記念物	上高場の大藤	1 株	上高場	平成 17 年 3 月 22 日
町	天然記念物	松峡八幡宮の大樟	1 株	栗田	平成 17 年 3 月 22 日
		砥上神社のイチイガシ	1 株	砥上	平成 17 年 3 月 22 日
	重要文化財 (建造物)	大己貴神社	1 棟	弥永	平成 17 年 3 月 22 日
	史跡	観音塚古墳	1 基	砥上	平成 17 年 3 月 22 日
	有形民俗 文化財	追分石	1 基	石櫃	平成 17 年 3 月 22 日
	重要文化財 (古文書)	筑前町内に所在する近世古絵図 (依井・弥永・高田・野町・山隈)	6 舗・ 断片 6 片	依井	平成 17 年 3 月 22 日
	国保有 (考古資料)	ヒルハタ遺跡 五面彫鋳型	1 箇	県立 九州歴史資料館	—

[資料:筑前町ホームページ]



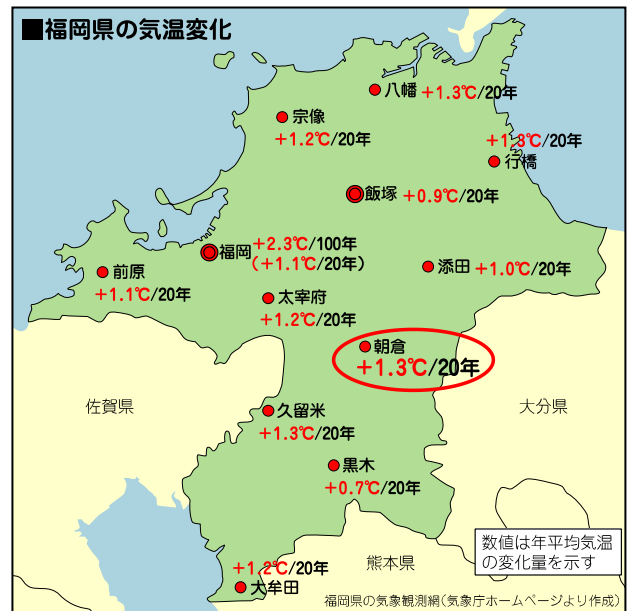
5. 地球環境

(1) 地球温暖化問題の現状

近年、急速に進行しつつある地球温暖化は、化石燃料の消費に伴って大気中に排出される二酸化炭素などの温室効果ガス※¹（以下、「温暖化ガス」といいます。）の濃度増加が主な原因とされています。

福岡県の気温変化をみると、過去20年間で 0.7°C ～ 1.3°C 上昇しており、観測所がある近隣の朝倉市では、過去20年間で 1.3°C 上昇しています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)※²第5次評価報告書では、人間活動による影響が20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高いとされています。また、今世紀末(2081～2100年)における世界平均地上気温の変化は、温暖化ガスの排出を抑制する追加的努力のないシナリオでは 2°C を上回って上昇する可能性が高いとされています。こうしたことから、私たち一人ひとりが日常生活や事業活動において温暖化ガス排出削減（「緩和策」）に取り組む必要があります。

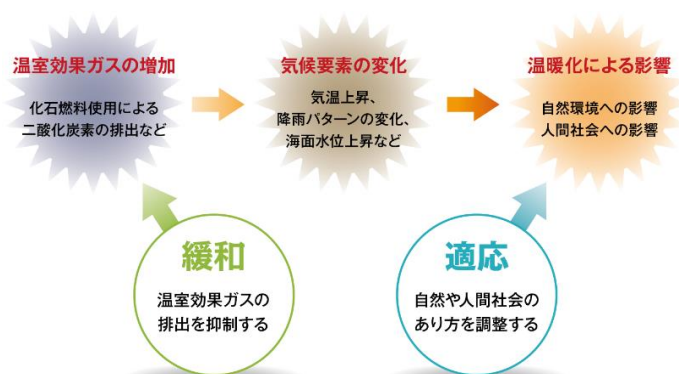


※1温室効果ガス: 熱(赤外線)を吸収し再び放出する性質を持つことにより、地上から宇宙に向かって放出される熱の一部を地上に戻す効果(温室効果)をもたらす気体のこと。本計画では、「温暖化ガス」と表現する。地球温暖化対策の推進に関する法律では、このうち特に人間活動に深いにかかわりのある二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等(ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素)の7種類のガスを対象とする。

※2気候変動に関する政府間パネル(IPCC): 人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年(昭和63年)に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって設立された政府間組織。

一方、地球温暖化の影響を抑えるために、最善の緩和の努力を行ったとしても、大気中の温暖化ガスの濃度が下がるには時間がかかるため、今後数十年間は、ある程度の温暖化の影響は避けられないと言われています。そのため、既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する方策（「適応策」）も、「緩和策」とともに取り組んでいく必要があります。

■緩和と適応



[資料:環境省 温暖化から日本を守る適応への挑戦 2012]

■適応とは

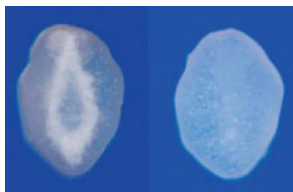
温暖化対策には、大きく分けて「緩和」と「適応」の2つがあります。「緩和」は省エネや再生可能エネルギーの導入など温暖化ガスの排出を抑制することです。

そして、緩和を実施しても、自然災害や健康被害、農作物への被害等、すでに起こりつつある気候変動の影響に対して自然や人間社会のあり方を調整していくのが「適応」です。

●農作物の被害



■うんしゅうみかんの
浮皮(左)と健全果(右)



■白未熟粒(左)と
正常粒(右)の断面

[資料:環境省 温暖化から日本を守る適応への挑戦 2012]

●自然災害



■朝倉地域集中豪雨による被害
(2017年(平成29年)7月)

[資料:広報ちくぜん 2017年8月号]

<適応への取り組み>

温暖化に強い、福岡県産米「元気つくし」

- 夏季の高温により、水稻では米粒の中心が白い未熟な米となる等の品質低下が発生しています。
- 福岡県農林業総合試験場では、温暖化への適応策として、夏季の高温に強くて、食味が良く、つやと粘りがある水稻「元気つくし」を育成してきました。
- 「元気つくし」は、水稻の主要品種の一つ「ヒノヒカリ」に比べ、夏季の高温条件下でも、白未熟粒の発生が明らかに少ない特長を持っています。
- 2008年(平成20年)に育成した「元気つくし」は、良食味品種として作付を推進するとともに、CM等での広報活動による認知度向上に取り組んだ結果、2015年(平成27年)に県ブランド品種に位置付けられました。



■高温によって中心が白くなった米(左)
と元気つくし(右)

[資料:福岡県地球温暖化対策実行計画(平成29年3月)、
めし丸元気つくしホームページ]



（２）再生可能エネルギーの利用

町内では、町役場をはじめ、町内各小中学校、町営住宅の新太刀洗団地、新町団地、井手団地、篠隈団地への太陽光発電システムの導入や公用車へのハイブリッド自動車導入などの取り組みを行っています。特に、小・中学校の体育館は町の指定避難所※となっており、災害時の非常用電源として再生可能エネルギーの有効活用が期待できます。



■三輪小学校の太陽光発電システム

また、住宅用太陽光発電補助事業を実施し、事業が終了した2015年（平成27年）度までに、累計726件、総出力3,561kWの太陽光発電システムが導入されました。

※指定避難所：災害によって短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設。筑前町は小・中学校の体育館のほかに、めくば一「めくばり館」、コスモスプラザ「敬老館」、夜須高原青少年自然の家、農業者トレーニングセンターを避難所に指定している。

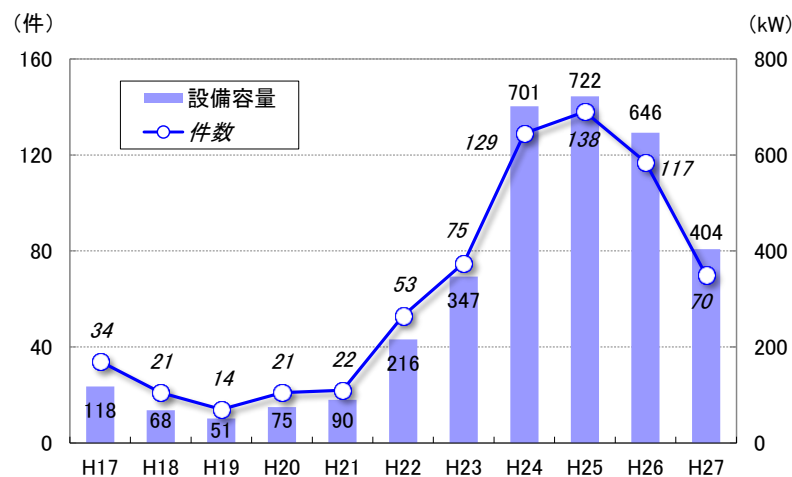
■公共施設の再生可能エネルギーの導入状況

施設	設備容量	運転開始年月
町役場（本庁舎）	太陽光 50kW	平成 24 年 3 月
★町内 4 小学校・2 中学校	太陽光 9kW、風力 1kW	平成 23 年 1 月
新太刀洗団地	太陽光 3kW	平成 16 年 3 月
新町団地	太陽光 3kW	平成 19 年 2 月
井手団地 A・B 棟	太陽光 3kW	平成 20 年 3 月
井手団地 C 棟	太陽光 3kW	平成 21 年 3 月
篠隈団地	太陽光 3kW	平成 24 年 9 月

★印は指定避難所を示す。

[資料：筑前町環境防災課]

■住宅用太陽光発電補助事業の実績



[資料：筑前町環境防災課]

(3) 二酸化炭素排出量

1) 二酸化炭素排出量の推移

町内の二酸化炭素排出量は、2011年（平成23年）度以降増加傾向にあります。2014年（平成26年）度で283,274t-CO₂となっており、1990年（平成2年）度の二酸化炭素排出量に比べて約47%増加しています。二酸化炭素排出量の増加は、家庭部門や業務部門で顕著になっています。

一人当たりの二酸化炭素排出量は、全国や福岡県と比較して少ないといえますが、これは大規模な工場団地などがないためと考えられます。

■二酸化炭素排出量の推移

単位：t-CO₂

部門	区分	二酸化炭素排出量(t-CO ₂)						平成26年度の部門別割合	平成2年度からの増減率
		H2	H22	H23	H24	H25	H26		
家庭部門		16,911	26,381	32,479	38,514	36,871	33,369	11.7%	97.3%
業務部門		32,682	51,286	63,440	68,964	73,563	71,017	25.0%	117.3%
産業部門		99,123	120,090	99,099	108,102	106,598	114,596	40.4%	15.6%
	製造業	94,445	116,697	93,728	101,965	99,733	108,207	38.1%	14.6%
	建設業・鉱業	3,175	2,289	3,593	4,069	4,284	4,048	1.4%	27.5%
	農林水産業	1,502	1,104	1,778	2,068	2,581	2,341	0.8%	55.8%
運輸部門		42,999	57,410	57,544	58,921	61,390	61,816	21.8%	43.8%
	自動車(旅客)	24,640	24,384	25,229	27,162	28,908	29,017	10.2%	17.8%
	自動車(貨物)	16,887	31,277	30,313	29,576	30,259	30,588	10.8%	81.1%
	鉄道	1,472	1,750	2,003	2,183	2,223	2,210	0.8%	50.1%
廃棄物部門		1,623	3,011	3,089	3,095	3,153	3,201	1.1%	97.2%
	一般廃棄物	1,623	3,011	3,089	3,095	3,153	3,201	1.1%	97.2%
合計		193,339	258,178	255,651	277,596	281,574	283,999	100.0%	46.9%

※二酸化炭素の排出量は、環境省の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)簡易版(平成22年8月)」に準じて、最新の統計資料を収集整理して排出量実態を算定しました。算定は、福岡県または全国の炭素排出量の原単位に筑前町の活動量(例：家庭部門は世帯数)を乗じて排出量を推計する按分手法で行いました。

※1990年(平成2年)度の排出量は、推計の元となる統計データの修正に応じて、過去に遡って数値を見直しているため、現計画の算定結果とは異なります。

●二酸化炭素の排出部門の定義

家庭・業務部門：家庭及び業務（商業、サービス業、公務などの第三次産業）におけるエネルギー消費（自動車利用に関するものを除く）を対象とする部門です。

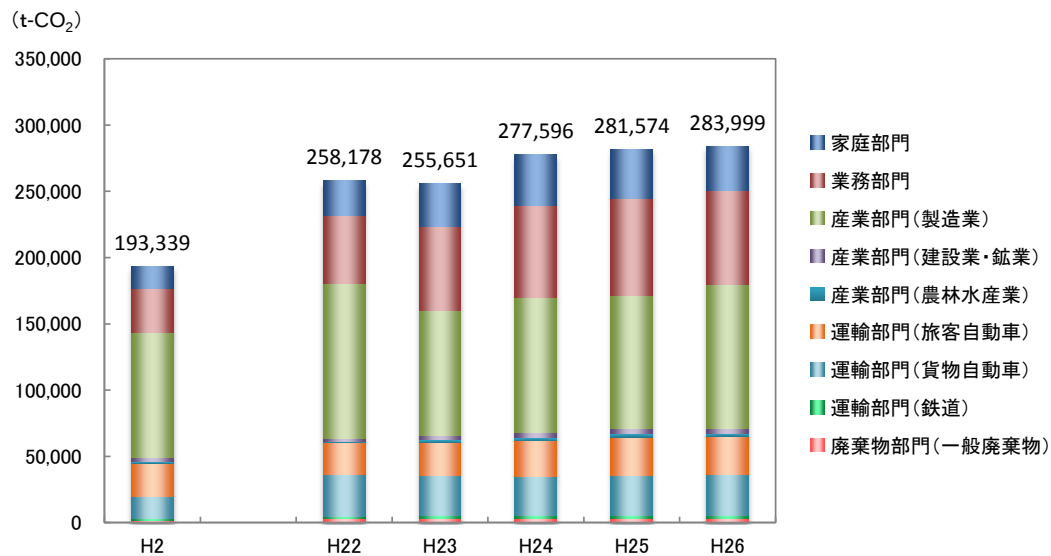
産業部門：第一次産業（農林水産業）及び第二次産業（鉱業、建設業、製造業）の産業活動によるエネルギー消費（自動車利用に関するものを除く）を対象とする部門です。

運輸部門：人や物の輸送に伴うエネルギー消費を対象とする部門です。

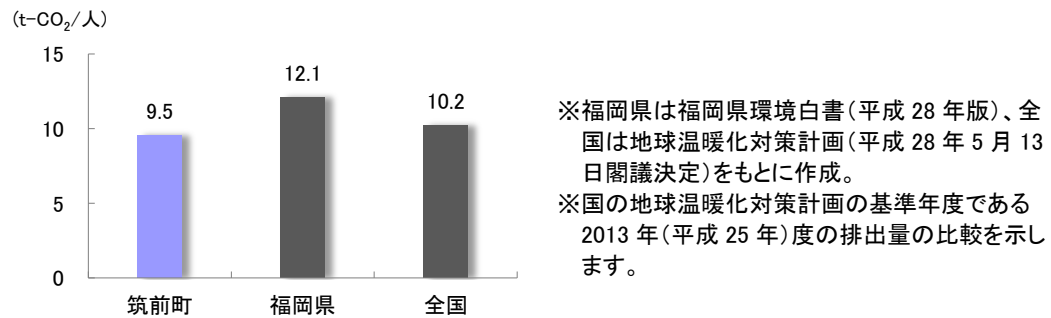
廃棄物部門：廃棄物の焼却に伴い排出される二酸化炭素を対象とする部門です。廃棄物には一般廃棄物と産業廃棄物とがありますが、この計画では一般廃棄物の焼却（プラスチック、合成繊維くず）を対象としています。



■二酸化炭素排出量の推移



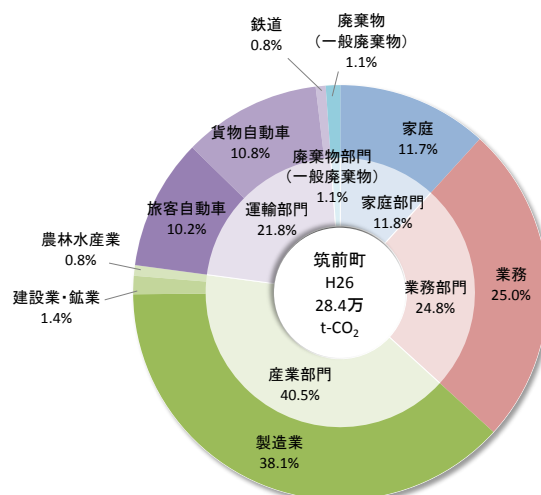
■県・全国との一人当たり二酸化炭素排出量の比較(2013年(平成25年)度)



2) 二酸化炭素排出量の部門別内訳

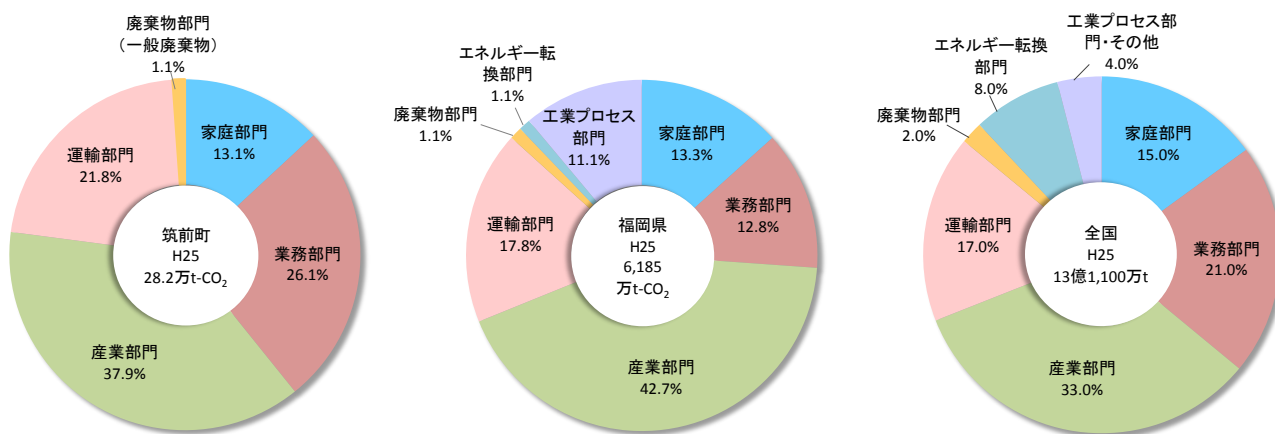
2014年(平成26年)度の二酸化炭素排出量の部門別内訳をみると、家庭部門が12%、業務部門は25%、産業部門が41%、運輸部門が22%を占めており、廃棄物部門(一般廃棄物)が1%となっています。

■二酸化炭素排出量の部門別割合(2014年(平成26年)度)



全国及び福岡県の二酸化炭素排出量と比較すると、筑前町は、業務部門と運輸部門の割合が大きくなっています。

■県・全国との二酸化炭素排出量の部門別割合の比較(2013 年(平成 25 年)度)



[資料 県 : 福岡県環境白書(平成 28 年版)
全国: 地球温暖化対策計画(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)]

●福岡県と全国の二酸化炭素排出量（筑前町との相違点）

- ・運輸部門：自動車、鉄道、国内船舶、国内航空（筑前町は自動車と鉄道のみ）
- ・廃棄物部門：一般廃棄物、産業廃棄物（筑前町は一般廃棄物のみを対象）
- ・工業プロセス部門：セメント製造、生石灰製造、鉄鋼製造、アンモニア製造（筑前町は該当なし）
- ・エネルギー転換部門：電気事業者、ガス事業者、熱供給事業者（筑前町は該当なし）



6. 住民・事業者意識

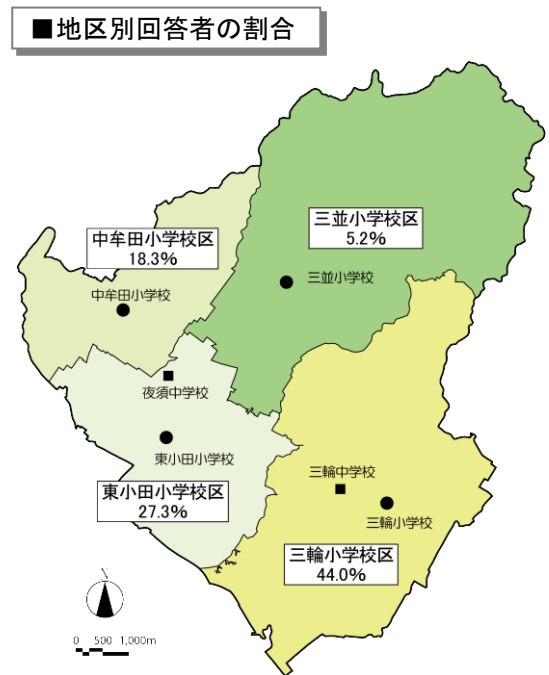
(1) 住民アンケート調査

■調査の概要

計画の改定にあたって、2016年（平成28年）8月中旬から9月下旬にかけて、18歳以上の住民から1,000人を無作為に抽出し住民アンケート調査（以下、表・グラフ中にはH28と示します。）を行いました。回収率は50.3%でした。

回答者を校区别にみると、三輪小学校区が44.0%、東小田小学校区が27.3%、中牟田小学校区が18.3%、三並小学校区が5.2%でした。

調査結果は、計画の中間見直し時（2012年（平成24年）度）及び策定時（2006年（平成18年）度）に実施した調査（以下、表・グラフ中にはそれぞれ「H24」、「H18」と示します。）と同じ項目を比較しています。



[資料：平成28年度住民アンケート調査]

■身近な環境に満足していますか？

満足の割合が高いのは、前回と同様に、「周辺の静けさ」、「自然景観の美しさ」で、低いのは、「住民のモラル」や「ポイ捨てなどの散乱ごみ」の項目でした。また、不満の原因としては、ポイ捨てやペットのふんの後始末などのモラルの悪さが依然として多く指摘されています。

《満足していること》

項目	H28		H24		H18	
	順位	満足度	順位	満足度	順位	満足度
周辺の静けさ	1位	66.9%	1位	65.3%	1位	60.4%
自然景観の美しさ	2位	62.9%	2位	64.1%	4位	48.5%
緑とのふれあい	3位	55.6%	5位	58.1%	5位	41.5%
空気のきれいさ	4位	53.4%	3位	61.3%	2位	51.4%
まちなみ景観の美しさ	5位	45.8%	7位	40.7%	6位	33.0%

※満足度は「かなり満足」と「やや満足」と答えた人の割合を示しています

《不満に思っていること》

項目	H28		H24		H18	
	順位	不満度	順位	不満度	順位	不満度
環境に関する住民モラル	1 位	35.5%	1 位	39.8%	2 位	50.9%
ポイ捨てなどの散乱ごみ	2 位	31.5%	2 位	38.0%	1 位	53.1%
空気のきれいさ	3 位	23.9%	11 位	17.4%	9 位	25.1%
公園などの充実	4 位	23.3%	3 位	26.6%	4 位	34.5%
川や池の水のきれいさ	5 位	19.7%	7 位	20.1%	3 位	39.4%

※不満度は「かなり不満」と「やや不満」と答えた人の割合を示しています

《不満の原因》※複数回答

項目	H28		H24		H18	
	順位	回答数	順位	回答数	順位	回答数
空き缶やタバコのポイ捨て	1 位	122	1 位	127	1 位	316
ポイ捨てなどのモラルの悪さ	2 位	104	2 位	97	2 位	270
ペットのふんの後始末	3 位	90	3 位	95	3 位	239



■この10年間、「身近な環境への満足度」は変化している？

満足度の年度別の差を検定※した結果によれば、2016年（平成28年）度と2012年（平成24年）度は、全ての項目において満足度に差があるとはいえない結果となりました。

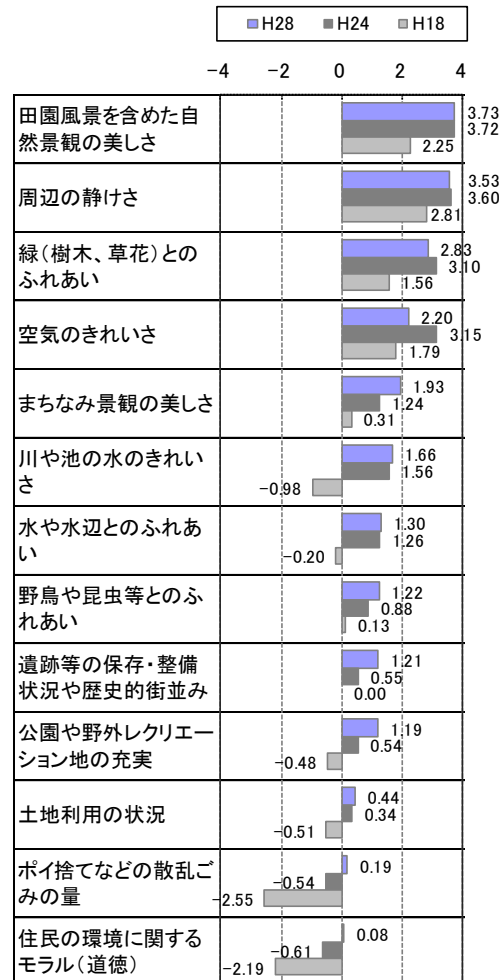
一方、2016年（平成28）年度と2006年（平成18年）度については、「空気のきれいさ」と「周辺の静けさ」を除く全ての項目で満足度に差が認められるという検定結果です。

以上より、2012年（平成24年）度からの約5年間では満足度に大きな変化が見られないことに対して、2006年（平成18年）度からの約10年間については、地域の環境に対する住民の満足度が向上していると言えます。

※住民アンケート調査は、回答者を無作為に抽出しているため、ある年度にたまたま満足度が高い人（または低い人）ばかりが抽出された可能性もあります。

そのため、年度による満足度の差が、統計的にどの程度信頼できるかを確率に基づいて判断しています。

■身近な環境への満足度（点数が高い順）



●評価点の算出方法

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点(満足度)を算出する。

$$\text{評価点} = \frac{\begin{array}{l} \text{「かなり満足」の回答者数} \times 10 \text{ 点} \\ + \\ \text{「やや満足」の回答者数} \times 5 \text{ 点} \\ + \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{ 点} \\ + \\ \text{「やや不満」の回答者数} \times -5 \text{ 点} \\ + \\ \text{「かなり不満」の回答者数} \times -10 \text{ 点} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{「かなり満足」} \\ \text{「やや満足」} \\ \text{「どちらともいえない」} \\ \text{「やや不満」} \\ \text{「かなり不満」} \\ \text{の回答者数} \end{array}}$$

この方法により、評価点(満足度)は10点～-10点の間に分布し、中間点の0点を境に、プラス値が大きくなるほど高い満足度を表し、逆にマイナス値が大きくなるほど満足度が低いことになる。

■環境にいいことしていますか？

環境保全・創造のために実施していることは、「節電」や「家庭雑排水に気を付ける」、「ものを長く使う」など、身近な暮らしに関わる行動の実施度が前回調査と同様に上位を占めました。

今後実施したい行動についても、「ものを長く使う」、「節電」が前回と同様に高い割合で今後も実施したいという意向がみられます。

《実施していること》

項目	H28		H24		H18	
	順位	実施度	順位	実施度	順位	実施度
照明などはこまめに消す	1 位	67.7 %	1 位	69.4%	3 位	67.0%
家庭雑排水に気を付ける	1 位	67.7 %	4 位	64.4%	5 位	62.4%
ものを長く使う	3 位	62.5 %	3 位	65.0%	6 位	58.3%
エコドライブに努める	4 位	60.5 %	2 位	65.7%	7 位	57.7%
生活音に気を付ける	5 位	59.2 %	5 位	61.8%	4 位	62.8%

※実施度は、「いつも実施している」と答えた人の割合を示しています。

《今後実施したいこと》

項目	H28		H24		H18	
	順位	実施度	順位	実施度	順位	実施度
ものを長く使う	1 位	72.9 %	1 位	69.7%	2 位	70.7%
照明などはこまめに消す	2 位	71.5 %	3 位	68.8%	1 位	71.6%
エアコンのフィルターはこまめに掃除する	3 位	70.1 %	9 位	64.8%	—	—
できるだけごみを出さない	4 位	69.7%	2 位	69.4%	3 位	70.5%
家庭雑排水に気を付ける	5 位	69.1 %	6 位	66.2%	6 位	67.0%

※実施度は、「実施したい」と答えた人の割合を示しています。

一方、現在実施していない行動は、様々な活動への参加などが依然として上位です。実施するつもりがない行動は、前回と同様に生ごみ処理機等の利用、歴史的保存活動への参加の割合が高くなっています。

《実施していないこと》

項目	H28		H24		H18	
	順位	実施度	順位	実施度	順位	実施度
歴史的保存活動へ参加する	1 位	80.5%	2 位	76.2%	2 位	70.2%
自然保護活動へ参加する	2 位	79.9%	1 位	76.4%	1 位	70.4%
山や農地の管理活動	3 位	73.3%	3 位	66.2%	5 位	62.1%
生ごみ処理機等の利用	4 位	71.3%	4 位	62.7%	7 位	55.0%
地域の緑化活動に参加する	5 位	69.5%	6 位	60.2%	6 位	57.4%

※実施度は、「実施していない」と答えた人の割合を示しています。



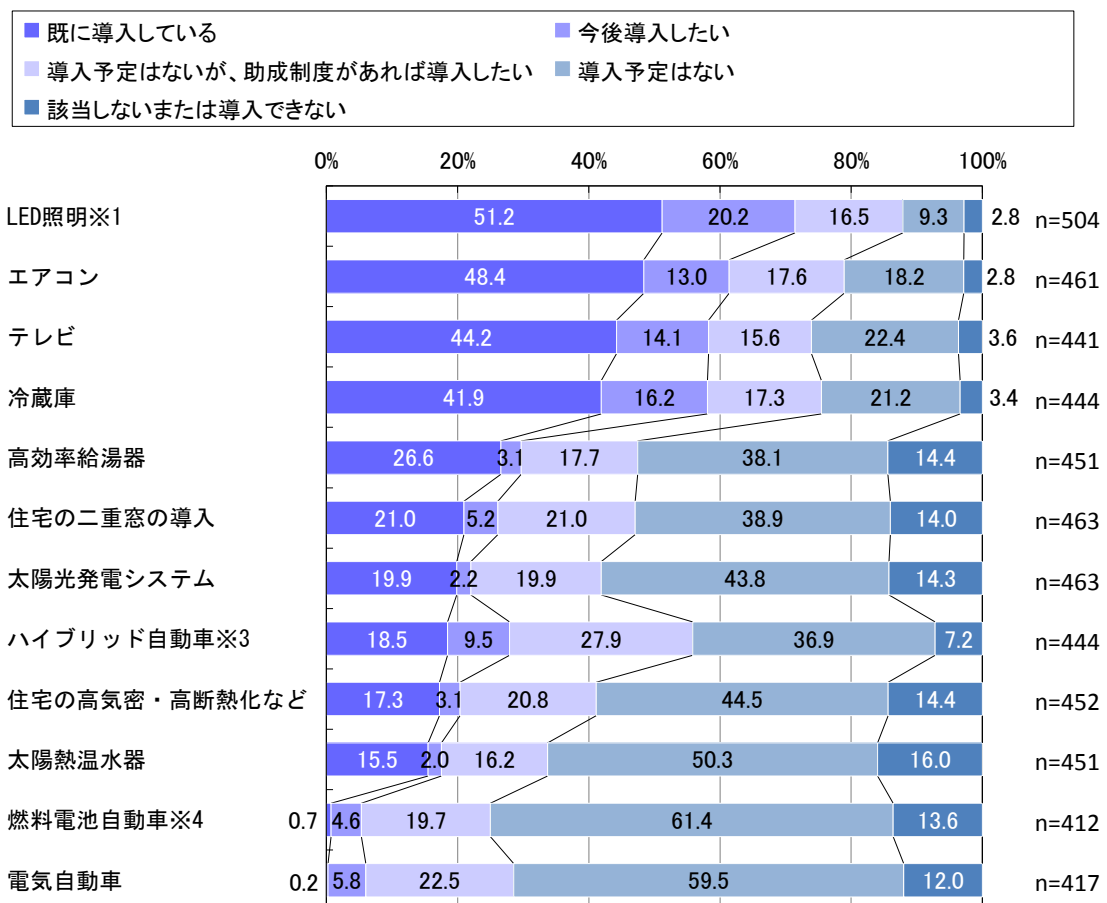
《実施するつもりがないこと》

項目	H28		H24		H18	
	順位	実施度	順位	実施度	順位	実施度
生ごみ処理機等の利用	1位	43.4%	1位	29.6%	6位	24.2%
歴史的保存活動への参加	2位	36.1%	1位	29.6%	3位	25.6%
山や農地の管理活動	3位	35.5%	3位	28.7%	4位	24.9%
公共交通機関の利用	3位	35.5%	3位	28.7%	1位	28.4%
自然保護活動への参加	5位	34.7%	3位	28.7%	5位	24.7%

※実施度は、「実施するつもりはない」と答えた人の割合を示しています。

■省エネルギー・再生可能エネルギー機器や設備の導入は？

LED照明やトップランナー基準※²に適合した家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫）は他の機器・設備と比較して、現在の導入率、今後の導入意向も高いという結果です。



※¹ LED照明：消費電力が少ない発光ダイオードを使った電球など。

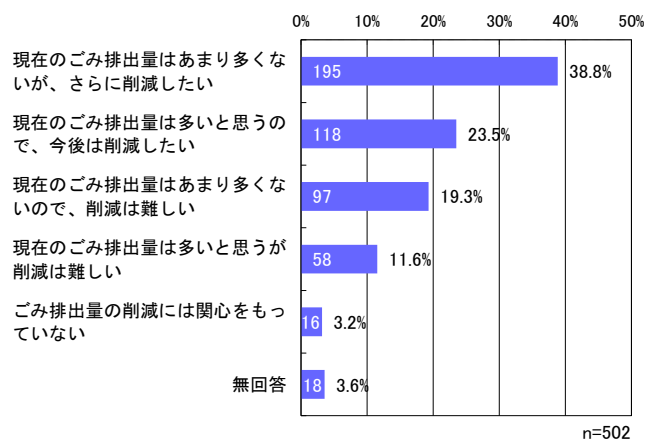
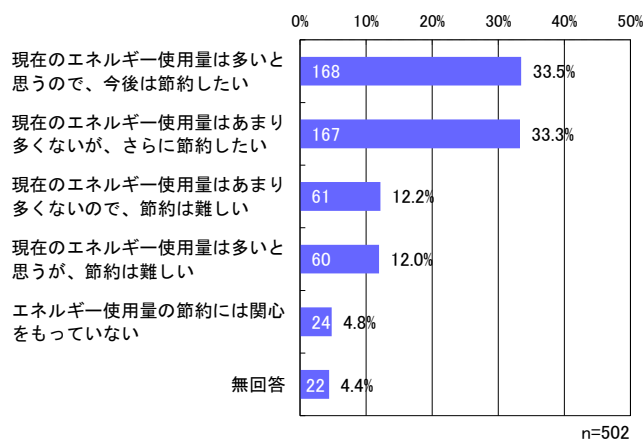
※² トップランナー基準：国が指定した、車や家電製品などに対して、最も省エネ性能に優れている機器をトップランナーに選び、そのエネルギー消費効率を基準値とする考え方。機器の製造メーカーに省エネ製品の開発・製造を促すための基準。

※³ ハイブリッド自動車：エンジンとモーターなど、複数の動力で走る自動車。

※⁴ 燃料電池自動車：水素と酸素を化学反応させて電気をつくる「燃料電池」を搭載し、モーターで走る自動車。

■エネルギー使用量やごみ排出量は？

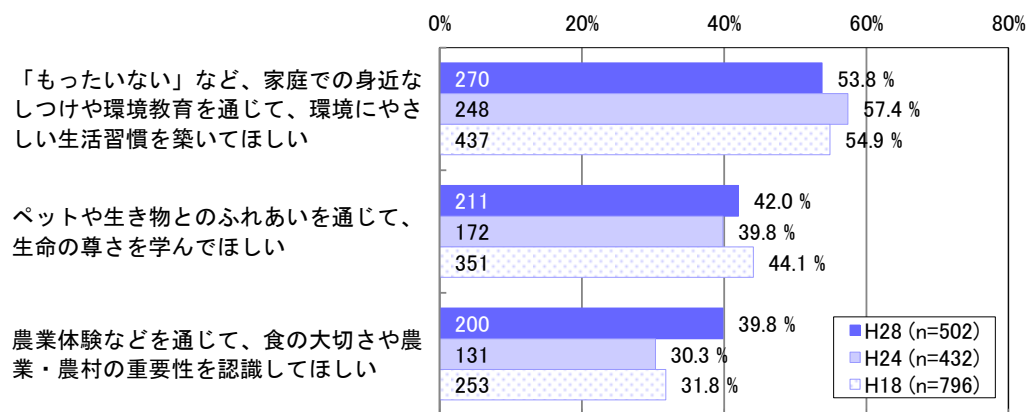
今後もエネルギーを「節約したい」、また、ごみ排出量を「削減したい」と思っている住民が過半数を占めています。



■子どもたちに身につけてほしいことは？

「環境に優しい生活習慣の築き」は、前回と同様、最も多いです。「食の大切さや農業・農村の重要性の認識」への要望は、前回より 9%増加しています。

■子どもたちに身につけてほしいことベスト3

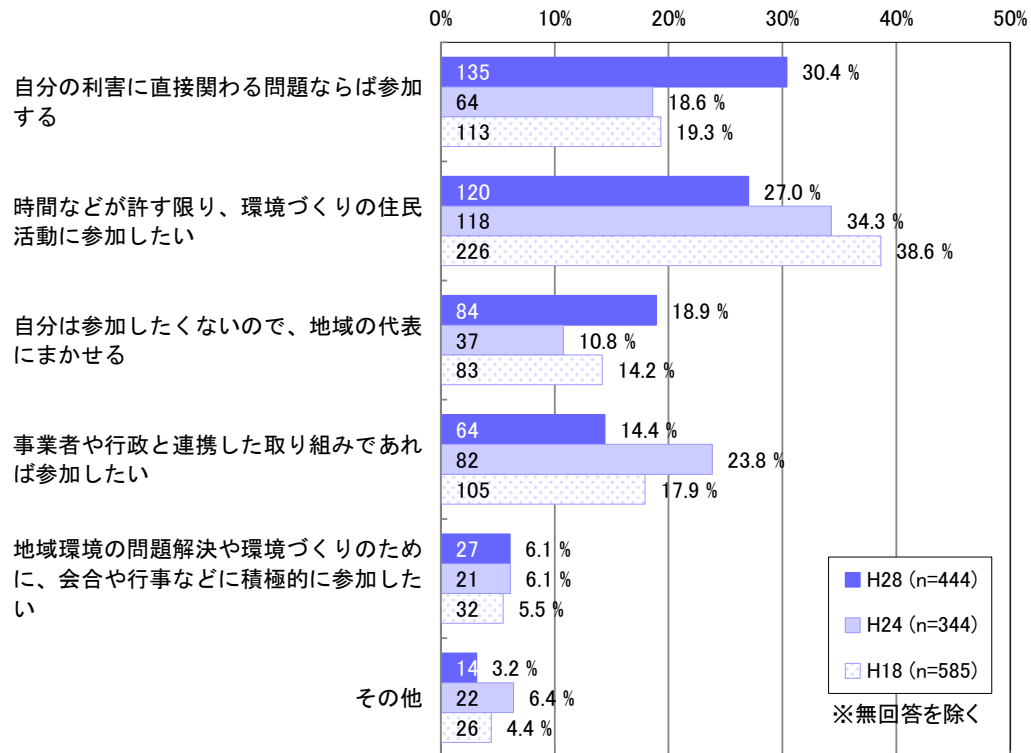


■住民活動に参加したいですか？

「自分に直接関わる問題ならば参加する」の割合が最も多く、前回より増加している一方、「時間などが許す限り参加したい」の割合は前回より減少しています。

何らかの形で参加したいと答えた人の割合は約8割を占めています。

■住民活動への参加意向の割合



■環境への取り組み意向は？

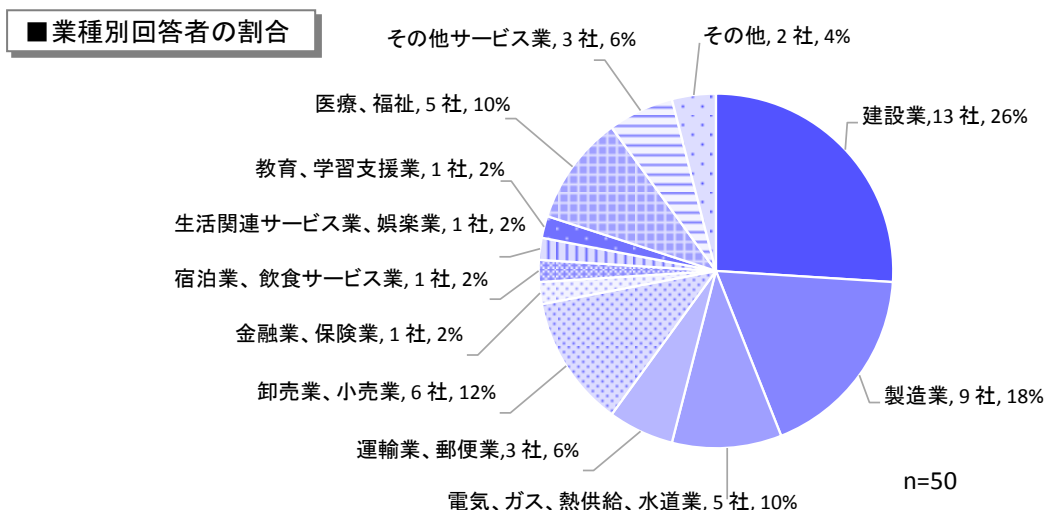
河川、道路、公園、水路の清掃活動、里山の管理、耕作放棄地対策について、誰が主体となって取り組みを行うべきかという質問に対して、河川、道路、公園、水路の清掃などに関しては「みんなで」が、里山の管理、耕作放棄地対策については「行政」が主体となって進めるべきとの意向が示されました。

(2) 事業者アンケート調査

■調査の概要

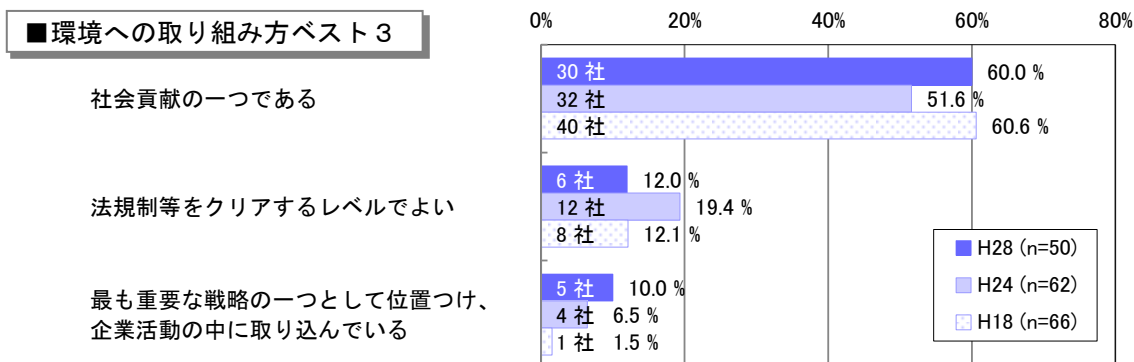
2016年(平成28年)8月中旬から9月下旬にかけて、町内の事業所から100社を業種・規模別に抽出し調査を行いました。回収率は50.0%でした。

業種別にみると、建設業が約3割で最も多く、次いで製造業、卸売業・小売業となっています。また、従業員数は10人以上50人未満の事業所が約4割で、10人未満が最も多く約5割を占めました。



■環境への取り組みと企業活動のあり方は？

「社会貢献の一つ」と答えた事業所が60%と最も多く、前回よりも増加しています。



■環境配慮に関する計画や組織はありますか？

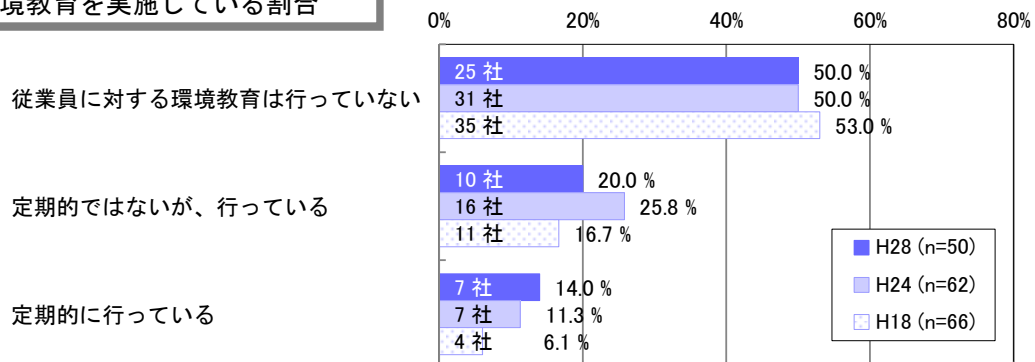
現在、環境配慮に関する計画や組織を設けていない事業所が約6割～7割を占め、今後も設ける予定がない事業所は約4割～5割を占めています。



■従業員への環境教育はしていますか？

環境配慮に関する社員教育はしていない事業所が半数を占め、前回と同レベルです。

■環境教育を実施している割合



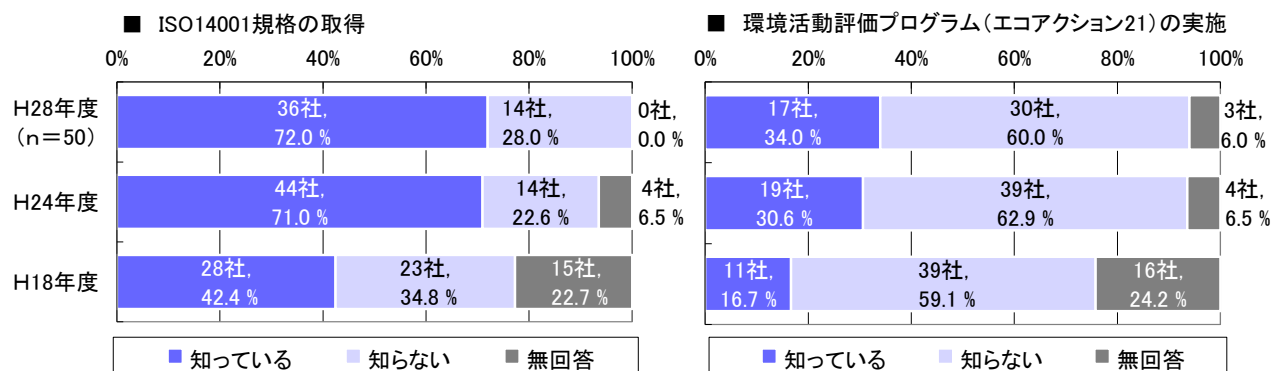
■従業員への環境教育の方法は？

「環境に関する情報等を社内報に掲載したり、社内に掲示する」事業所が6割強と最も多く、次いで「環境マネジメント研修の中で実施している」事業所が約5割を占めました。

■環境マネジメントシステムの認知度と取り組み状況は？

ISO14001の認知度は72%と高いものの、EA(エコアクション)21は34.0%とやや低いという結果ですが、いずれも前回より微増しています。

既に取得済みの事業所は、ISO14001が7社(製造業、宿泊業、飲食サービス業、サービス業他)で、EA21は1社(運輸業、郵便業)でした。



■環境保全の取り組み状況と今後の予定は？

実施率が高い取り組みは、紙の使用量削減、ごみの減量、節電、空調の清掃・点検、事業所周辺の美化活動の順となっています。

今後実施していく意向が高い取り組みは、緑化活動への参加や協力、環境保全活動への協力、景観の保全活動への参加、祭りなどへの参加、空調の適温化の順となっています。

今後も実施予定がない取り組みは、ノーマイカーデーの設定が前回と同様に多くあげられています。

《環境保全行動の取り組み状況》

項目	H28		H24		H18	
	順位	実施度	順位	実施度	順位	実施度
紙の使用枚数を減らす工夫を徹底する	1 位	72.0%	3 位	75.8%	4 位	48.5%
事業所のごみを減らすよう努力する	1 位	72.0%	2 位	82.3%	1 位	62.1%
昼休みや使っていない部屋の照明をこまめに消す	3 位	70.0%	1 位	88.7%	2 位	57.6%
空調フィルターを定期的に清掃・点検する	4 位	64.0%	—	—	—	—
事業所周辺の美化清掃活動を行う	5 位	56.0%	6 位	71.0%	3 位	53.0%

※実施度は「実施している」と回答した事業所の割合を示しています。

《実施検討中の取り組み》

項目	H28		H24		H18	
	順位	実施度	順位	実施度	順位	実施度
住民団体・町が行う緑化保全活動に参加・協力する	1 位	46.0%	2 位	29.0%	3 位	21.2%
国や地方公共団体が提唱する環境保全活動に協力する	2 位	36.0%	1 位	33.9%	1 位	33.3%
歴史的まち並み景観を保存する活動に参加する	3 位	30.0%	7 位	19.4%	5 位	18.2%
地域の祭りなどに積極的に参加する	4 位	24.0%	4 位	25.8%	2 位	22.7%
空調の適温化[暖房 20℃以下、冷房 28℃程度]を徹底する	5 位	22.0%	20 位	6.5%	6 位	16.7%

※実施度は「実施を検討中」と回答した事業所の割合を示しています。

《今後も実施予定がない取り組み》

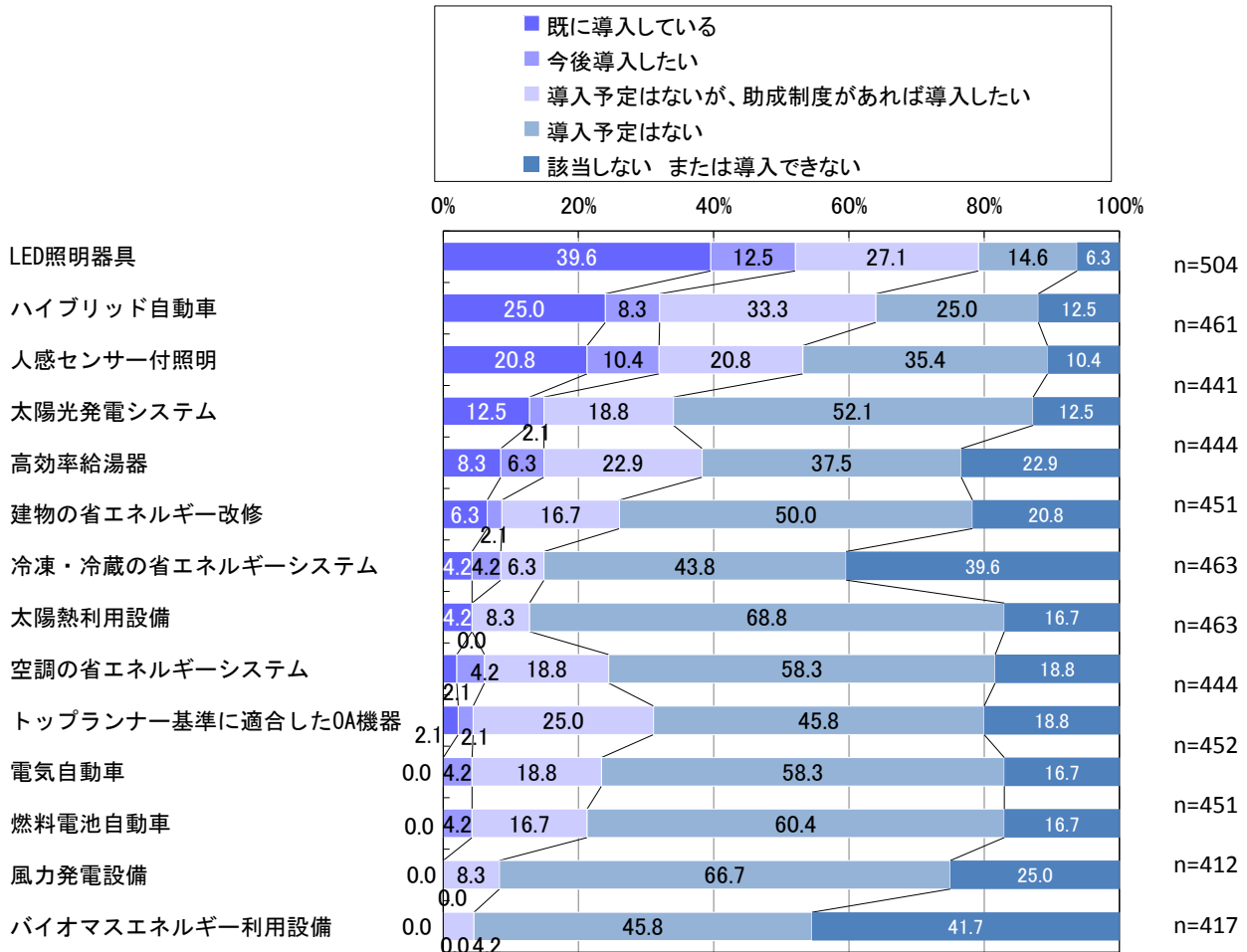
項目	H28		H24		H18	
	順位	実施度	順位	実施度	順位	実施度
ノーマイカーデーを設ける	1 位	38.0%	1 位	58.1%	1 位	31.8%
環境を守るための取り組み状況を公表する	2 位	32.0%	4 位	33.9%	4 位	24.2%
雨水の利用施設を設置する	3 位	28.0%	6 位	30.6%	8 位	15.2%
デマンド管理や電力消費監視システムなどによる電力消費の見える化を実施している	4 位	26.0%	—	—	—	—
歴史的まち並み景観を保存する活動に参加する	5 位	24.0%	3 位	35.5%	6 位	18.2%

※実施度は「今後も実施する予定はない」と回答した事業所の割合を示しています。



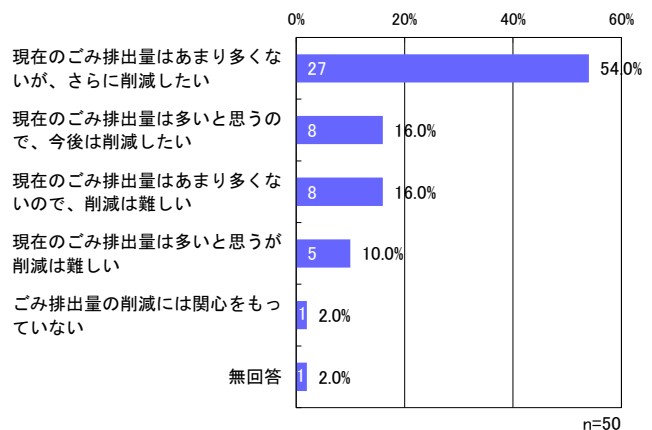
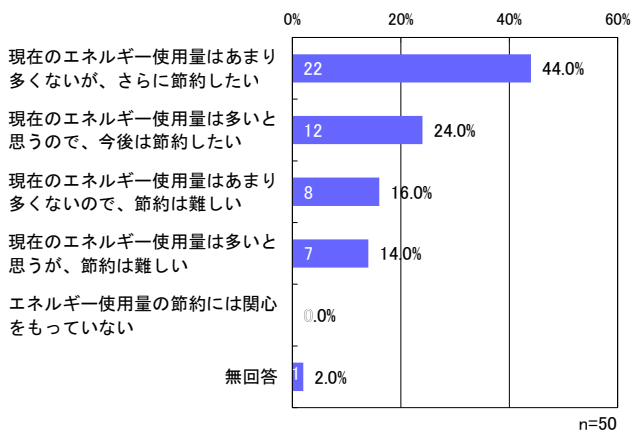
■省エネルギー・再生可能エネルギー機器や設備の導入は？

LED 照明、ハイブリッド自動車及び人感センサー付照明については、20 以上の事業所が導入済みで、「今後導入したい」という回答の割合が 10 以上と高いのは LED 照明と人感センサー付照明となっています。



■エネルギー使用量やごみ排出量は？

エネルギー使用量及びごみ排出量は、「現在はあまり多くないが、さらに節約・削減したい」という回答が最も多いです。



■提供してほしい環境情報の内容は？

「省エネに対する助成制度」、「環境問題の現状」に関する情報への要望が、前回と同様に最も多いです。

《提供してほしい環境情報》※複数回答（3 つまで）

項目	H28		H24		H18	
	順位	回答率	順位	回答率	順位	回答率
省エネルギー設備の導入に対する助成制度	1 位	44.0%	1 位	54.8%	—	—
環境問題の現状に関する情報	2 位	38.0%	2 位	38.7%	1 位	48.5%
他企業の取組に関する情報	3 位	30.0%	7 位	19.4%	5 位	19.7%
地域や民間団体の取組に関する情報	4 位	24.0%	8 位	14.5%	4 位	24.2%
国や県、町など行政の取組に関する情報	4 位	24.0%	4 位	29.0%	2 位	34.8%

※回答率は情報を選択した事業所の割合を示しています。



第3章

目指す環境の姿と目標



1. 第一次計画の評価

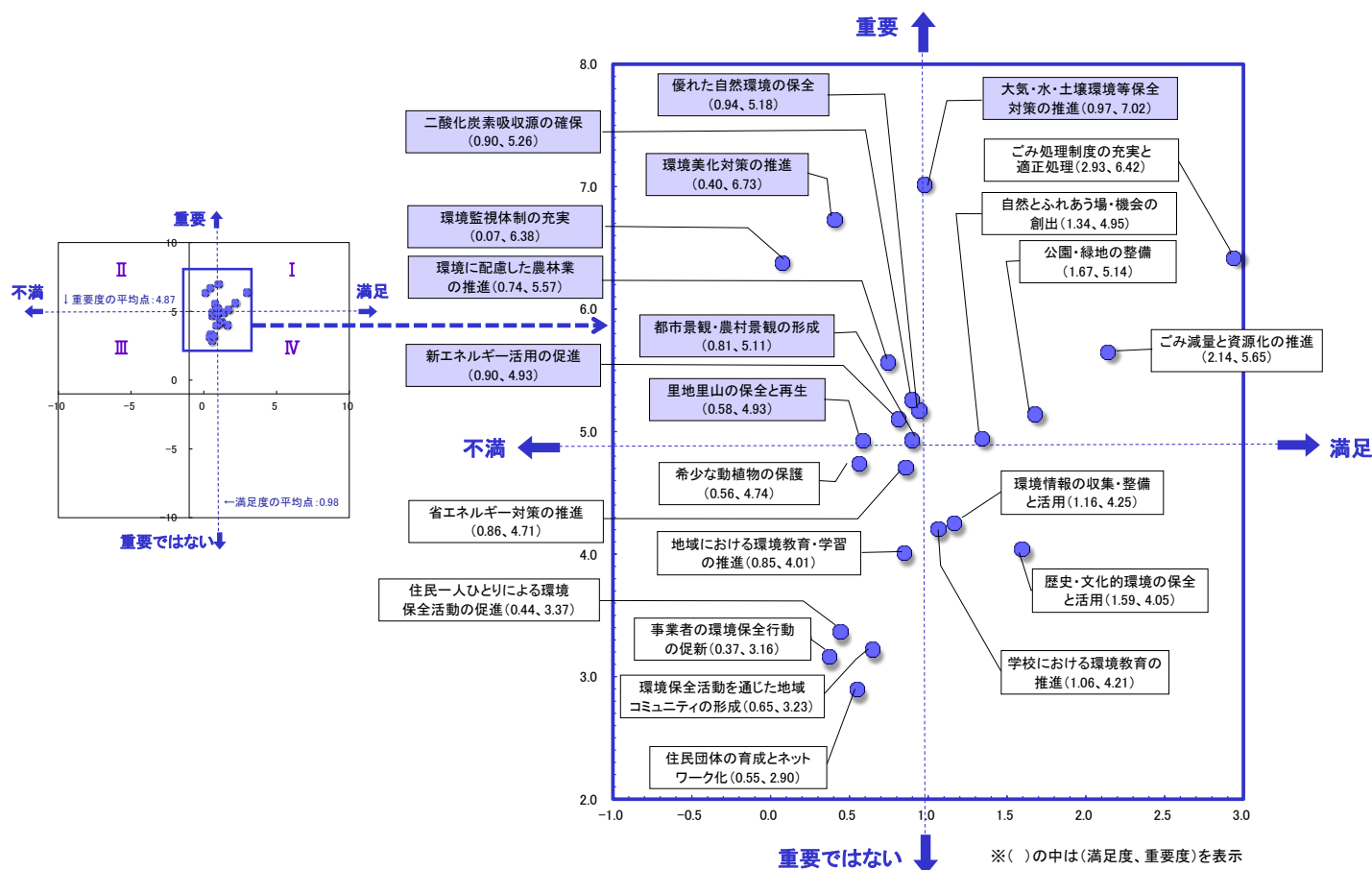
(1) 住民の評価

計画の改定にあたって、2016 年（平成 28 年）度を実施した住民アンケート調査では第一次計画で挙げていた「主要な施策」についての満足度と重要度を聞き、評価点を算定しました。（評価点の算定方法は 31 ページに記載しています。）

満足度が平均点より低く、重要度が平均点より高い（Ⅱ象限）施策は、23 施策のうち 9 施策あり、その中でも「環境監視体制の充実」、「環境美化対策の推進」の満足度が低くなっています。

一方、「ごみ処理制度の充実と適正処理」、「ごみ減量と資源化の推進」は満足度と重要度ともに高くなっています。「ごみ減量と資源化の推進」については、計画の策定及び見直しの際に実施した住民アンケート調査でも、町の環境施策を実施するにあたっての最も重要な取り組みとして挙げられ、依然として住民の関心が高い施策となっています。

■第一次計画の施策についての満足度と重要度



(2) 基本施策の実施状況

庁内関係各課により、第一次計画の施策の実施状況を調査した結果、86 施策のうち、72 施策が実施されています（実施率 84%）。

分野別にみると、「4. 地球に優しくする（地球環境）」は 10 施策のうち全て（実施率 100%）が実施されています。一方、「5. みんなでまちを創る（環境保全体制）」は 16 施策のうち 9 施策（実施率 56%）が実施されている状況なので、今後さらに取り組みを拡大する必要があります。

■第一次計画の施策についての満足度と重要度

目標	施策の方向性	主要な施策	施策の数	実施数	実施率	住民アンケート調査結果※
1. 美しい自然と共生する (自然環境)	(1) 優れた自然環境の保全と活用	1) 優れた自然環境の保全	3	2	67%	Ⅱ
		2) 希少な動植物の保護	2	0	0%	Ⅲ
		3) 自然とふれあう場・機会の創出	5	5	100%	Ⅰ
	(2) 身近な里地里山の保全と再生	1) 里地里山の保全と再生	3	2	67%	Ⅱ
		2) 環境に配慮した農林業の推進	3	3	100%	Ⅱ
2. 住みやすいまちにする (生活環境)	(1) 生活環境の保全	1) 大気・水・土壌環境等保全対策の推進	15	14	93%	Ⅱ
		2) 環境監視体制の充実	2	2	100%	Ⅱ
	(2) 循環型社会の構築	1) ごみ減量と資源化の推進	11	10	91%	Ⅰ
		2) ごみ処理制度の充実と適正処理	2	2	100%	Ⅰ
		3) 環境美化対策の推進	3	3	100%	Ⅱ
3. 快適な暮らしを支える (快適環境)	(1) 心地よいまちの創造	1) 公園・緑地の整備	4	3	75%	Ⅰ
		2) 都市景観・農村景観の形成	5	5	100%	Ⅱ
		3) 歴史・文化的環境の保全と活用	2	2	100%	Ⅳ
4. 地球に優しくする (地球環境)	(1) 地球温暖化の防止	1) 省エネルギー対策の推進	5	5	100%	Ⅲ
		2) 新エネルギー活用の促進	3	3	100%	Ⅱ
		3) 二酸化炭素吸収源の確保	2	2	100%	Ⅱ
5. みんなでまちを創る (環境保全体制)	(1) 環境教育・環境学習の推進	1) 環境情報の収集・整備と活用	4	3	75%	Ⅳ
		2) 学校における環境教育の推進	2	2	100%	Ⅳ
		3) 地域における環境教育・学習の推進	1	1	100%	Ⅲ
	(2) みんなでまちを創るしくみづくり	1) 住民団体の育成とネットワーク化	3	1	33%	Ⅲ
		2) 住民による環境保全活動の促進	2	1	50%	Ⅲ
		3) 事業者の環境保全行動の促進	2	0	0%	Ⅲ
		4) 環境保全活動を通じた地域コミュニティの形成	2	1	50%	Ⅲ
計			86	72	84%	-

※：前頁のグラフの第1～4象限（Ⅰ～Ⅳ）を示します。2016年（平成28年）度の実施した住民アンケート調査において、第一次計画の施策についての満足度と重要度を聞き、相対的に比較した結果で、各象限は下記のとおり分けられます。

- Ⅰ：満足度が高く、重要度も高い。
- Ⅱ：満足度が低く、重要度は高い。
- Ⅲ：満足度が低く、重要度も低い。
- Ⅳ：満足度が高く、重要度は低い。

（３）数値目標の達成状況

第一次計画における 27 件の数値目標のうち、2017 年（平成 29 年）度に把握できる実績では、達成できている項目は 12 件で、達成率は 44%となっています。

目標の達成している項目は、目標値を上げて今後も継続して取り組みます。達成ができていない項目については、その原因を把握し、現状に沿った目標値の改定を行います。

■「美しい自然と共生する」ための数値目標

	目標値 (目標年)	現況値 (現況年)	達成 状況	単位
保安林指定面積(総合計画)	700 (平成 28 年度)	716.93 (平成 28 年度)	○	ha
筑前町自然環境保全条例に基づく 自然環境保全地域の面積(総合計画)	2,735 (平成 28 年度)	2,735 (平成 28 年度)	○	ha
緑とのふれあいに関する住民の満足度	58.1 (平成 29 年度)	55.6 ^{※1} (平成 28 年度)	×	%
野鳥や昆虫等との ふれあいに関する住民の満足度	39.0 (平成 29 年度)	35.1 ^{※1} (平成 28 年度)	×	%
水や水辺とのふれあいに関する住民の満足度	39.0 (平成 29 年度)	35.3 ^{※1} (平成 28 年度)	×	%
川や池の水のきれいさに関する住民の満足度	43.5 (平成 29 年度)	45.2 ^{※1} (平成 28 年度)	○	%

※1 満足度の現況は、住民アンケート調査で「かなり満足」と「やや満足」と回答した住民の割合。

■「住みやすいまちにする」ための数値目標

	目標値 (目標年)	現況値 (現況年)	達成 状況	単位
河川 BOD 値(総合計画)	2.0 (平成 28 年度)	2.3 ^{※1} (平成 28 年度)	×	mg/L
公害苦情件数(総合計画) ※ごみ不法投棄を除く	260 (平成 28 年度)	495 (平成 28 年度)	×	件
汚水処理人口普及率 (総合計画：汚水処理施設の整備状況を表す指標)	100 (平成 28 年度)	99.5 (平成 27 年度)	×	%
公共下水道水洗化率 (総合計画)	91.6 (平成 28 年度)	81.0 (28 年度)	×	%
農業集落排水水洗化率 (総合計画)	93.3 (平成 28 年度)	91.3 (平成 28 年度)	×	%
焼却処分等のごみの量 (総合計画)	7,000 (平成 28 年度)	7,932 (平成 27 年度)	×	トン
資源ごみ回収量 (総合計画)	2,538 (平成 28 年度)	2,884 (平成 27 年度)	○	トン
ごみ等の不法投棄件数 (総合計画)	87 (平成 28 年度)	70 (平成 28 年度)	○	件
ポイ捨てなどの 散乱ごみの量に関する住民の満足度	36.0 (平成 29 年度)	36.9 ^{※2} (平成 28 年度)	○	%
リサイクル率	29.0 (平成 29 年度)	32.1 (平成 27 年度)	○	%

※1 15 地点・年 3 回の測定結果の中、最も高い値を示す。

※2 満足度の現況は、住民アンケート調査で「かなり満足」と「やや満足」と回答した住民の割合。



■「快適な暮らしを支える」ための数値目標

	目標値 (目標年)	現況値 (現況年)	達成 状況	単位
まちなみ景観の美しさに関する住民の満足度	44.0 (平成 29 年度)	45.8 ^{※1} (平成 28 年度)	○	%
公園や野外レクリエーション地の充実に関する住民の満足度	40.0 (平成 29 年度)	41.0 ^{※1} (平成 28 年度)	○	%
土地利用状況に関する住民の満足度	32.0 (平成 29 年度)	25.7 ^{※1} (平成 28 年度)	×	%

※1 満足度の現況は、住民アンケート調査で「かなり満足」と「やや満足」と回答した住民の割合。

■「地球に優しくする」ための数値目標

	目標値 (目標年)	現況値 (現況年)	達成 状況	単位
二酸化炭素排出量	197 (平成 29 年度)	284 (平成 26 年度)	×	千 t-CO ₂
太陽光発電設備の設置(助成)件数 (総合計画)	70 (平成 28 年度)	70 (平成 27 年度)	○	件
公用車への低燃費・低公害車導入台数 (ハイブリッド車)	1 より増加 (平成 28 年度)	3 (平成 28 年度)	○	台

■「みんなでまちを創る」ための数値目標

	目標値 (目標年)	現況値 (現況年)	達成 状況	単位
環境保全団体数	1 より増加 (平成 29 年度)	1 (平成 28 年度)	×	団体
学校や地域における 環境教育(出前講座等)の実施回数	2 より増加 (平成 29 年度)	3 (平成 28 年度)	○	回
環境に関するイベントの開催数	2 より増加 (平成 29 年度)	1 (平成 28 年度)	×	回
環境モラルに関する 住民の満足度	39.0 (平成 29 年度)	35.7 ^{※1} (平成 28 年度)	×	%
総合的な身近な環境に関する住民の満足度	61.3 (平成 29 年度)	44.1 ^{※1、2} (平成 28 年度)	×	%

※1 満足度の現況は、住民アンケート調査で「かなり満足」と「やや満足」と回答した住民の割合。

※2 計画策定時及び中間見直し時は、総合的な身近な環境についての満足度を直接聞いている。これに対し、現況は身近な環境に関わる 13 項目の満足度の平均値で、算定方法が異なる。

2. 目指す環境の姿

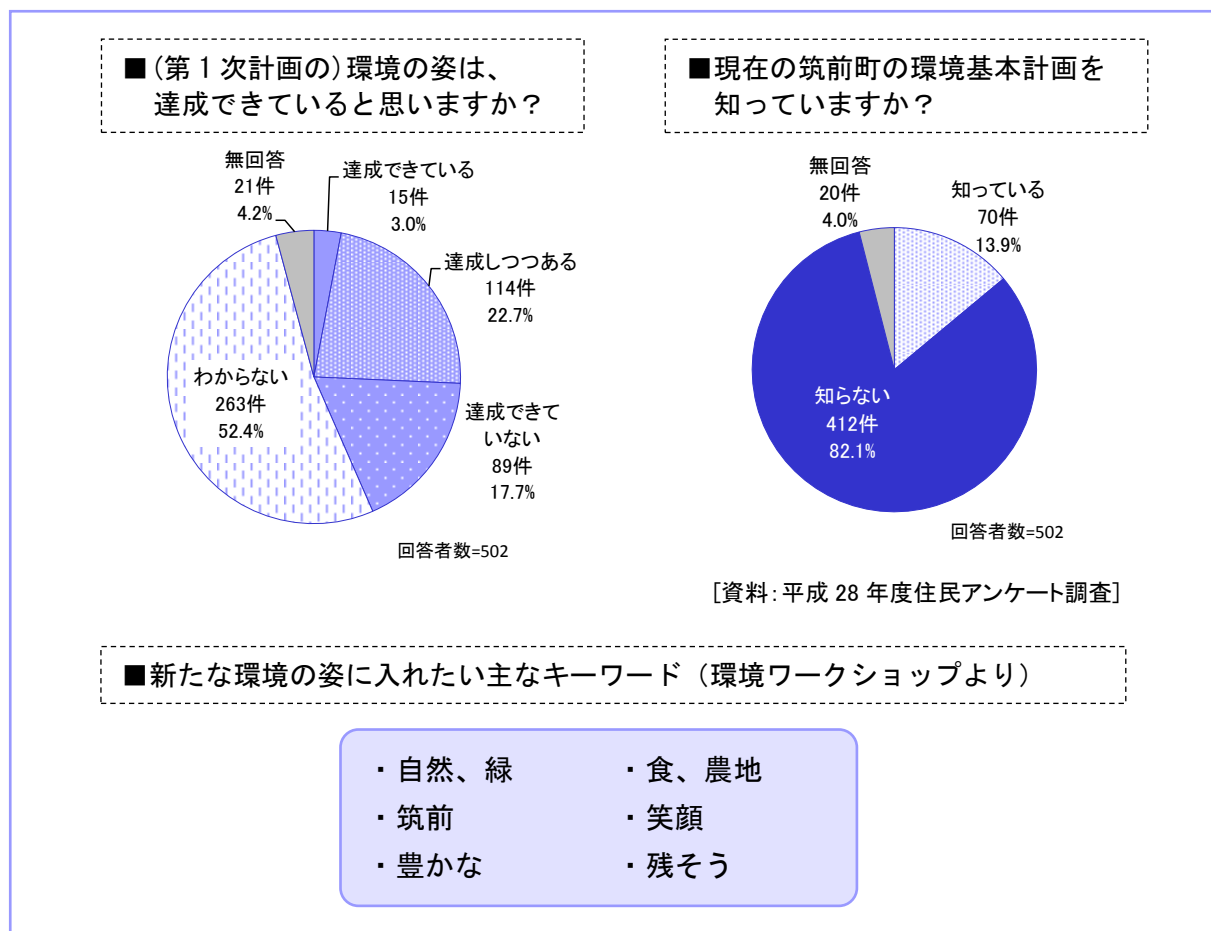
筑前町総合計画では、新たなまちづくりにおけるすべての分野にわたって基本とする 3 つのキーワードを「共生」「自立」「協働」として、「みんなで創るみどり輝く快適空間 筑前町」を目指す将来像と定めています。

第一次計画では、総合計画におけるまちづくりの将来像を環境面から実現していくために、高原や里地里山、田園空間に代表される豊かな自然をはじめとする筑前町ならではの環境特性を生かした目指す環境の姿を「自然と農と思いやりの心が共生するまち 筑前」と定め、環境分野における施策を取り組んできました。

しかしながら、住民アンケート調査結果では、現在の目指す環境の姿が「達成できている」と答えた人の割合は約 3%で、達成されているとは言い難い状況にあります。また、達成できているかどうか「わからない」人が半数以上を占め、現在の環境基本計画を知らない住民の割合が約 82%を占めていることから、環境の姿、また計画そのものの周知が必要と考えられます。

さらに、2016 年（平成 28 年）度実施した環境ワークショップでは、新たな環境の姿のキーワードとして、自然、農地、筑前など、現在の環境の姿に含まれているキーワードが多く挙げられており、住民が思う環境へのイメージが大きく変化しているとは言えない状況です。

以上から、第一次計画の目指す環境の姿を継承することとします。



【目指す環境の姿】

自然と農と思いやりの心が共生するまち 筑前

筑前町は、夜須高原や目配山などのゆるやかな山々や高原が連なり、筑後川水系の草場川、曾根田川、山家川などの河川によって潤される肥沃な水田地帯が形成されています。

この豊かな自然を守り、食糧基地としての農業を支え、育てていくことは、私たちに課せられた使命であるといえます。

同時に、私たちが忘れてきている「もったいない」という言葉の意味や精神を今一度かみしめて、一人ひとりが思いやりの心、協働の精神を持ちながら、ともに助け合い、声を掛け合いながら、みんなで筑前町をより良い環境にしていくことを目指します。

『農』とは・・・

ここでは、農業や農村、食料、農家及びそこで暮らす住民や環境を含めた言葉として使用しています。

『もったいない』とは・・・

「物体（勿体）」のことで、物の本来あるべき姿、「本体」の意味を表します。「ない」はその否定語で、『もったいない』とは、「その物本来の価値が生かされず、無駄になるのが惜しい」という意味です。だからこそ、物を大切に扱いたいという積極的な思いも織り込まれています。

環境分野で初のノーベル平和賞を受賞したケニア人女性、故ワンガリ・マータイさんが2005年（平成17年）に来日した際に感銘を受けたのが「もったいない」という日本語でした。

「もったいない」が資源の有効活用、3R(Reduce、Reuse、Recycle)を一言で表す言葉で、さらに命の大切さやかけがえのない地球資源に対する Respect(尊敬の念)という意味も込められていることを知り、次世代へのメッセージを含んだ言葉として深く感銘を受け、環境を守る国際語「MOTTAINAI」として全世界に広めることを提唱しました。

3. 環境目標

目指す環境の姿を実現するための目標及び施策体系は以下のとおりです。

目指す環境の姿		
自然と農と思いやりの心が共生するまち 筑前		
目 標	施策の方向性	主要な施策
美しい自然と共生する (自然環境)	生物多様性の保全と活用	優れた自然環境の保全 希少な動植物の保護 自然とふれあう場・機会の創出
	身近な里地里山の保全と再生	里地里山の保全と再生 環境に配慮した農林業の推進
住みやすいまちにする (生活環境)	生活環境の保全	大気・水・土壌環境等保全対策の推進 環境監視体制の充実
	循環型社会の構築	ごみ減量と資源化の推進 ごみ処理制度の充実と適正処理 環境美化対策の推進
快適な暮らしを支える (快適環境)	心地よいまちの創造	公園・緑地の整備 都市景観・農村景観の形成 歴史・文化的環境の保全と活用
地球に優しくする (地球環境)	地球温暖化の防止	省エネルギー対策の推進 再生可能エネルギー活用の促進 二酸化炭素吸収源の確保
	気候変動の影響への適応	自然災害への対策 健康被害への対策
みんなでまちを創る (環境保全体制)	環境教育・環境学習の推進	環境情報の収集・整備と活用 学校における環境教育の推進 地域における環境教育・学習の推進
	みんなでまちを創るしくみづくり	住民による環境保全活動の促進 事業者の環境保全行動の促進 環境保全活動を通じた地域コミュニティの形成



■ 筑前町の施策とSDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

SDGs は、人間・地球の繁栄のため、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会の普遍的な課題として、2015 年（平成 27 年）に国連で採択された「2030 アジェンダ」の目指すべき行動計画の目標です。貧困の撲滅や、質の高い教育、気候変動への対応など 17 の目標と 169 のターゲットからなり、このうち環境に関連する 10 の目標に向けた取り組みを、本町の環境基本計画を通じて行っていきます。

■ SDGs の 17 の目標



■ 筑前町の施策と SDGs の関係

1. 自然環境	2 飢餓を ゼロに  ・耕作放棄地を 有効活用した 農地の保全	6 安全な水とトイレ を世界中に  ・生態系に配慮した 河川護岸工事・ 川づくり	12 つくる責任 つかう責任  ・環境に配慮した 農林業の推進	15 陸の豊かさも 守ろう  ・自然環境、希少な 動植物の保護	
2. 生活環境	2 飢餓を ゼロに  ・食品ロスの削減	3 すべての人に 健康と福祉を  ・大気・水・土壌 環境等保全対策 推進	6 安全な水とトイレ を世界中に  ・公共下水道、 上水道施設の整備	11 住み続けられる まちづくりを  ・大気・水・土壌 環境等保全対策 推進	12 つくる責任 つかう責任  ・環境監視体制の充実、 ごみ減量
3. 快適環境	15 陸の豊かさも 守ろう  ・公園・緑地の整備	11 住み続けられる まちづくりを  ・都市景観・ 農村景観の形成			
4. 地球環境	3 すべての人に 健康と福祉を  ・熱中症対策	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに  ・省エネ対策、 再生エネルギーの 活用	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう  ・バイオマスエネ ルギーの導入	11 住み続けられる まちづくりを  ・自然災害への対策	13 気候変動に 具体的な対策を  ・気候変動の影響への 適応
5. 環境保全体制	4 質の高い教育を みんなに  ・環境教育・学習の 推進	11 住み続けられる まちづくりを  ・環境保全活動を通じた地域コミュ ニティの形成			

4. 数値目標

(1) 美しい自然と共生する

■指標と目標

指 標	現況 (現況年)	目標 (目標年)	単位
保安林指定面積(総合計画)	716.93 (2016 年度)	現況より増加 (2026 年度)	ha
筑前町自然環境保全条例に基づく 自然環境保全地域(総合計画)	2,735 (2016 年度)	2,735 (2026 年度)	ha
緑とのふれあいに関する 住民の満足度	55.6 (2016 年度)	58 (2026 年度)	%
野鳥や昆虫等とのふれあいに関する 住民の満足度	35.1 (2016 年度)	39.0 (2026 年度)	%
水や水辺とのふれあいに関する 住民の満足度	35.3 (2016 年度)	39.0 (2026 年度)	%
川や池の水のきれいさに関する 住民の満足度	45.2 (2016 年度)	53.5 (2026 年度)	%

※満足度の現況は「かなり満足」と「やや満足」と回答した住民の割合で、目標とする満足度は計画策定時に「やや不満」と回答した住民の半数が満足すると仮定した割合。

(2) 住みやすいまちにする

■指標と目標

指 標	現況 (現況年)	目標 (目標年)	単位
河川 BOD 値(総合計画) ※町内全ての観測地点	2.3※1 (2016 年度)	2.0 (2026 年度)	mg/L
汚水処理人口普及率 (総合計画：汚水処理施設の整備状況を表す指標)	99.5 (2015 年度)	100.0* (2026 年度)	%
公共下水道水洗化率(総合計画)	81.0 (2016 年度)	91.6* (2026 年度)	%
農業集落排水水洗化率(総合計画)	91.3 (2016 年度)	93.3* (2026 年度)	%
焼却処分等のごみの量(総合計画)	7,932 (2015 年度)	7,000* (2026 年度)	トン
資源ごみ回収量(総合計画)	2,884 (2015 年度)	2,500* (2026 年度)	トン
ごみ等の不法投棄件数(総合計画)	70 (2016 年度)	87* (2026 年度)	件
ポイ捨てなどの散乱ごみの量に関する 住民の満足度	36.9 (2016 年度)	49.3 (2026 年度)	%

※1 15 地点・年 3 回の測定結果の中、最も高い値を示す。

※満足度の現況は「かなり満足」と「やや満足」と回答した住民の割合で、目標とする満足度は計画策定時に「やや不満」と回答した住民の半数が満足すると仮定した割合。

※★印は総合計画に従って当初通りの目標値とした。新たな総合計画の改定方針に合わせて見直すこととする。



(3) 快適な暮らしを支える

■指標と目標

指 標	現況 (現況年)	目標 (目標年)	単位
まちなみ景観の美しさに関する 住民の満足度	45.8 (2016 年度)	53.6 (2026 年度)	%
公園や野外レクリエーション地の 充実に関する住民の満足度	41.0 (2016 年度)	50.8 (2026 年度)	%
土地利用状況に関する住民の満足度	25.7 (2016 年度)	32.0 (2026 年度)	%

※満足度の現況は「かなり満足」と「やや満足」と回答した住民の割合で、目標とする満足度は計画策定時に「やや不満」と回答した住民の半数が満足すると仮定した割合。

(4) 地球に優しくする

■指標と目標

指 標	現況 (現況年)	目標 (目標年)	単位
二酸化炭素排出量	283 (2014 年度)	2013 年度比 21.6%削減 (2030 年度)	千tCO ₂
公用車への低燃費・低公害車導入 台数	3※ (2016 年度)	現状より増加 (2026 年度)	台

※現況はハイブリッド車を示す。

(5) みんなでまちを創る

■指標と目標

指 標	現況 (現況年)	目標 (目標年)	単位
環境保全団体数	1 (2016 年度)	1 (2026 年度)	団体
学校や地域における 環境教育(出前講座等)の実施回数	3 (2016 年度)	累積 9 回 (2026 年度)	回
環境に関するイベントの開催数	1 (2016 年度)	累積 9 回 (2026 年度)	回
環境モラルに関する住民の満足度	35.7 (2016 年度)	39.0 (2026 年度)	%
総合的な身近な環境に関する住民の 満足度	44.1 (2016 年度)	61.3 (2026 年度)	%

※満足度の現況は「かなり満足」と「やや満足」と回答した住民の割合で、目標とする満足度は計画策定時に「やや不満」と回答した住民の半数が満足すると仮定した割合(小数点以下四捨五入)。





第4章

基本施策の方向性



1. 美しい自然と共生する

(1) 生物多様性の保全と活用

1) 優れた自然環境の保全

- 土地利用関連計画や関連法、条例などにより、適正な規制、誘導を行い、無秩序開発の未然防止や適正な土地利用への誘導を図ります。
- 自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の保全を推進します。
- 水源かん養機能を有する森林区域や保水機能を有する水田の保全など、優れた自然環境の保全を図ります。



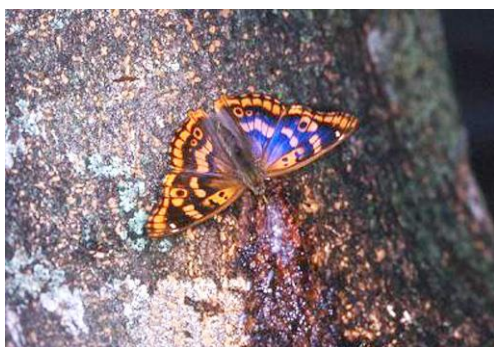
■自然環境保全地域
自然環境保全条例に基づく地域指定



■田園風景
広大な田園風景は、青々とした緑から黄金色に実る稲穂の四季を感じる風景

2) 希少な動植物の保護

- コムラサキやキキョウなどの希少な動植物の保護対策を推進し、生息・生育環境の保全に努めます。
- ブラックバスやブルーギルなど、生態系に影響を及ぼす外来生物の防除対策を推進します。



■コムラサキ
福岡県 RDB2001：絶滅危惧Ⅱ類



■キキョウ
福岡県 RDB2011：絶滅危惧Ⅱ類



3) 自然とふれあう場・機会の創出

- 福岡県の「快適環境スポット」として選定された城山(花立山)をはじめとする自然景観の保全と活用を図ります。
- 城山(花立山)や目配山、砥上岳における遊歩道の整備など、身近な自然とのふれあいの場づくりを進めます。
- 生態系に配慮した河川護岸工事や川づくりを進めます。
- 観光資源としての自然環境や農業の活用を図り、エコツーリズム※を推進します。
- 子どもたちが自然や歴史、文化とふれあい、学習できる機会をつくります。

※エコツーリズム: 自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のあり方。



■目配山

標高 405.1m の山頂からは、筑前町の平野部が一望できる



■砥上岳

標高 496.5m、観音塚古墳、ひづめ石、さやん神、かぶと石などが見どころとなっている



■夜須高原記念の森

子どもからお年寄りまで、気軽に自然にふれることのできる施設



■曽根田親水公園

6 月にはホタルが飛び交い、夏の水遊び、森林浴や花見なども楽しめる

■筑前町登山道・散策道ガイドマップを活用しましょう



めくばりやま とかみだけ しろやま
筑前町では目配山・砥上岳・城山の登山道マップを作成、配布しています。

マップを活用して、町の自然を楽しむことができます。

■筑前町登山道・散策道ガイドマップ(城山)
[資料: 筑前町ホームページ]

(2) 身近な里地里山の保全と再生

1) 里地里山の保全と再生

- 農作物に被害を与える鳥獣害防止対策を推進します。
- 風倒木の適正な処理や竹林の拡大防止、植林等による森林の保全、整備を、森林所有者、森林組合等との協働により進めます。
- 耕作放棄地を有効活用し、農地の保全を図ります。



■ 荒廃した森林の状況

■ 竹林オーナーさん 募集中！



筑前町では、曾根田・森山地区で、竹林オーナーさんを募集しています。

自然豊かな場所で、自分の竹林を育て、春のタケノコ掘り、竹細工作り、地元住民の皆さんとの交流などを楽しむことができます。

■ 整備された竹林(春)
[資料: 筑前町ホームページ]

2) 環境に配慮した農林業の推進

- 有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培、廃プラスチック類や家畜排泄物など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルなど、周辺住民への理解を得ながら環境保全型農業を推進します。
- 麦わら・稲わらの全量鋤きこみを推進します。
- 農薬散布などを行う際には、周辺住民への声かけを行うよう農業者に指導するとともに、農地周辺の住民に対しては、農薬散布の必要性などについて啓発を行います。



■ 旬菜ひろば「とまと」(東小田)
国道 386 号線沿い、生産者自らが自慢の品を持ち寄り販売するふれあい豊かな店



■ 筑前町ファーマーズマーケットみなみの里
地場産の米、旬の野菜、伝統の惣菜などを販売。農村レストランも併設しており、筑前町の食文化が楽しめる施設。



2. 住みやすいまちにする

(1) 生活環境の保全

1) 大気・水・土壌環境等保全対策の推進

- 水質汚濁・大気汚染や騒音・振動、悪臭等は県保健福祉環境事務所など関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、公害の未然防止と適切な対応に努め、住民や事業者に対する公害防止啓発を行います。
- 光化学オキシダントやPM2.5が基準値を超えた場合は、住民や事業者に対して速やかで適切な注意喚起などを行います。
- 家畜糞尿による悪臭・水質汚濁等、生活環境悪化を防止するため、関係機関と連携し、適切な排泄物処理を指導します。
- 田園風景に囲まれた静かな住宅地としての環境を守るため、交通騒音対策を推進します。
- 公共下水道事業の污水整備の早期完了を目指すとともに、供用開始区域における早期接続を推進し、浸水地区の解消のために雨水渠の整備を推進していきます。
- 農業集落排水事業が供用開始されている地区における加入を促進します。
- 公共下水道事業、農業集落排水事業の集合処理に適さない地域等では、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 浄化センターの効率的な維持管理に努めるとともに、関係法令等に基づき、浄化槽の適正な維持管理を指導します。
- 合成洗剤や除草剤の適正使用など、水質の保全に関する啓発を推進します。
- 河川水や地下水の継続的な水質検査を実施します。
- ごみなどが溜まりやすい状況にある河川においては、河川管理者と協議しながら土砂の浚渫を推進します。
- 水の長期的、安定的な供給のため、上水道施設の整備を推進します。
- 透水性舗装や透水性水路の導入等を進めるとともに、家庭における雨水浸透ますの設置を促進するなど、雨水の地下浸透に係る事業を推進します。
- 啓発活動等を通じて住民の節水意識の高揚と実践活動を促進するとともに、公共施設における雨水や下水処理水の活用、さらに家庭における雨水利用を促進します。

2) 環境監視体制の充実

- 法律で禁止されているごみの野焼きについては、監視を行うとともに、住民、事業者への指導を行います。
- 有害物質等による土壌汚染及び地下水汚染の監視体制の充実を図ります。



(2) 循環型社会の構築

1) ごみ減量と資源化の推進

- ごみ削減に向けた住民や事業者への啓発を行うとともに、3R(リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用)を推進します。
- 家庭から廃棄される生ごみの量を抑制するとともに、生ごみ処理機の導入補助等によって堆肥化等の再資源化を推進します。
- 指定されたごみの分別を実施するよう住民への啓発や指導を行います。
- 都市鉱山として注目されている、家庭で使用済みとなった小型家電の再資源化を進めます。
- リサイクル工房での不用品・再生品の展示・無料引渡し会を充実し、ごみ量の抑制を進めます。
- 庁内における再生紙使用率の向上や環境配慮製品の利用を推進するとともに、町内事業所への普及啓発を図ります。
- 建設現場等における分別の徹底等を通じて建設副産物の有効利用、再資源化等を促進します。また、公共下水道事業や農業集落排水事業の進捗に伴う下水道汚泥の資源化を推進します。
- 図書館廃本のリサイクルを促し、教育現場での紙資源等のリサイクル活動を推進します。



■小型家電の回収ボックス
使用済み小型家電の金属を再資源化する(総合支所)



■図書館配本のリサイクル
廃棄済み図書・雑誌の無料配布(めくばーる図書館展示コーナー)



- 事業所から発生するごみの減量化を促進するために、事業所によるごみ減量化計画策定を要請します。
- 農業活動に伴う廃棄物の適正処理を関係機関との連携のもと、農家への周知を図るとともに、廃棄物のリサイクルについての調査研究を行います。
- 家畜排泄物の良質堆肥化を進め、畜産農家と耕種農家連携のもと、環境にやさしく、調和のとれた地域循環型農業を目指します。
- 食品ロス削減に向けた「30・10 運動」等の取り組みを事業者や住民へ呼びかけます。

■食品ロスの削減に向けて

食品ロスとは、「食べ残しや期限切れの食品など、食べられるのに捨てられてしまう食べ物」のことです。

国内では、食品ロスが年間 632 万 t（国民一人当たり、毎日茶碗 1 杯分）発生しているといわれています。

●家庭でできること

食品ロス全体の約半分が家庭から発生しています。

食材を「買い過ぎず」「使い切る」「食べ切る」、「賞味期限」を正しく理解する、残った食材は別の料理に活用するなどの工夫で、食品ロスを削減することができます。

●「30・10運動」

飲食店から排出される食品ロスの約6割がお客様の食べ残しです。

福岡県では、宴会のときに、乾杯後 30 分と終了 10 分前は自分の席で食べ残しを減らす「30・10運動」の取り組みを推進しています。

食べ物を無駄に捨てることは、もったいないだけでなく、ごみの排出量が増加し、環境負荷を増大させます。食品を無駄なく使い、食品ロスを減らしましょう。



[資料: 筑前町ホームページ]

2) ごみ処理制度の充実と適正処理

- サンポートの適正な管理・運営などに努め、ごみ処理・リサイクル体制の充実を図ります。
- 広域連携のもと、生し尿・浄化槽汚泥の適正処理及び収集・処理体制の充実に努めます。



■サンポート
甘木・朝倉・三井環境施設組合の廃棄物再生処理センター



■三輪中央浄化センター

3) 環境美化対策の推進

- ごみの不法投棄防止に向けた環境美化推進員や住民との協働による監視や通報体制の構築を推進します。
- ごみのポイ捨てやペットのふんを放置しないようマナー向上のための啓発を行うとともに、ポイ捨て、不法投棄、ペットのふんの放置禁止などを促す看板の設置を行います。
- アダプトプログラム※(公共空間の里親制度)の導入等により、道路や公園・緑地などの協働による公共空間の美化活動などの維持管理を促進します。



■協働による草刈

※アダプトプログラム:1985年(昭和60年)にアメリカ・テキサス州で始まった清掃活動で、アダプトとは「adopt=養子にする」という意味。里親である団体・個人が一定区間の道路を、愛情と責任を持って清掃活動すること。

■不法投棄は犯罪です！



■林道に投棄された産業廃棄物
[資料:広報ちくぜん 2016年9月号]

近年、町内において不法投棄が多発しています。ごみを道路や河川、他人の土地(田、畑、山林など)に勝手に投棄することは犯罪であり、処罰の対象となります。

みなさん一人ひとりが決められたルールを守り、地域から投棄ごみをなくし、住みよい環境づくりを進めましょう。

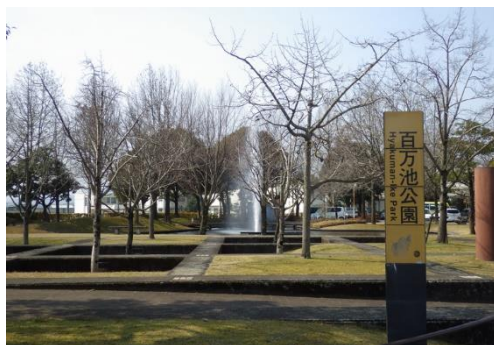
3. 快適な暮らしを支える

(1) 心地よいまちの創造

1) 公園・緑地の整備

- 緑の基本計画に基づき、身近な公園の整備や里山、歴史的資源を活かしたネットワーク化を推進します。
- ユニバーサルデザイン※1の導入によって、誰もが利用しやすい公園づくりをめざします。
- 公共施設における緑化の推進や緑、花による民有地の緑化を推進します。
- 水や水辺とふれあう場として、親水空間の保全と創造を推進します。

※1 ユニバーサルデザイン: 性別、身体、言語などの差異、障害の有無によらず、あらゆる人が利用可能な環境をつくるという考え方。



■ 百万池公園



■ ふるさと公園

2) 都市景観・農村景観の形成

- 個性的で美しい景観づくりを協働により推進していきます。
- 歴史的街並みの保全など、風情ある景観づくりを推進します。
- 道路の整備・管理にあたっては、災害時への対応やバリアフリー※2化、環境・景観の保全と創造などに配慮した、人と環境にやさしい道路空間づくりを進めます。
- 未改修の集落内道路については、計画的に道路改良等の整備を推進します。
- 空き地や空き家、耕作放棄地対策を推進し、美しい農村景観の形成を図ります。

※2 バリアフリー: 社会的弱者を対象に障壁を取り除くこと。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道をつくったり、電卓や電話のボタンなどに触ればわかる印をつけたりするのがその例。



■秋月街道(野町宿)

秋月街道は、野町宿より秋月を経由し小倉に至る道



■草場川の景観

草場川の両岸には、約2kmの桜並木が続く

3) 歴史・文化的環境の保全と活用

- 焼ノ峠古墳など、指定文化財の保存と活用努めるとともに、「おくんち」や「獅子廻し」などの祭りや伝統文化を保存・伝承していきます。
- 指定文化財の適切な保存を行うとともに、緑のネットワークを形成する貴重な資源の一つとして活用を図ります。



■焼ノ峠古墳

城山の北麓に造られた古墳時代前期の前方後方墳(国指定史跡)



■おくんち

大己貴神社で行われている祭りで、700～800年の伝統を誇る



■獅子廻し

獅子頭を打ち鳴らしながら家々を廻る四三嶋地区の伝統行事



■砥上神社のイチイガシ

砥上神社の境内にそびえる幹周りがおおよそ5mの大樹で、町の天然記念物



4. 地球に優しくする

(1) 地球温暖化の防止

1) 省エネルギー対策の推進

- 「クールビズ」や「ウォームビズ」をはじめ、地球環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルの選択など、賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進します。
- 「エコファミリー」※1の募集や環境家計簿の配布など、省エネルギーに関する啓発を行います。
- 省エネルギー機器の導入や省エネルギー改修を促進するための情報提供を行います。
- アイドリングストップ※2や空ふかしの防止などのエコドライブ運動を推進し、運輸部門の省エネルギー化を図ります。
- 公共交通機関や自転車の利用促進などによる交通の省エネルギー対策を推進します。
- 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、庁内の省エネルギー対策と地球温暖化対策の推進を図ります。



■ COOL CHOICE(賢い選択)のロゴマーク

※1 エコファミリー:福岡県で実施している地球温暖化防止の取り組み。家庭における温暖化対策を促進するため、省エネルギーや省資源に取り組む家庭を「エコファミリー」として募集・登録している。

※2 アイドリングストップ:自動車の停車時にエンジンを切ること。不必要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を抑制することがねらい。

2) 再生可能エネルギー活用の促進

- 住民と事業所へ再生可能エネルギーの導入に関する情報提供を行います。
- 公用車への低燃費・低公害車導入や公共施設への太陽光発電設備を積極的に導入し、住民や事業者への啓発にも活用します。
- 廃棄処分される農産物や家畜排泄物、家庭の生ごみ、剪定枝などの生物資源を活用したバイオマス※3エネルギーの導入を推進します。



■ 低燃費・低公害公用車

※3 バイオマス:もともと生物(bio)の量(mass)のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。



3) 二酸化炭素吸収源の確保

○風倒木の適正な処理や竹林の拡大防止、植林等による森林の保全、整備を協働により進めます。(里地里山の保全と再生の再掲)

■筑前町の温暖化ガスの将来推計と削減目標

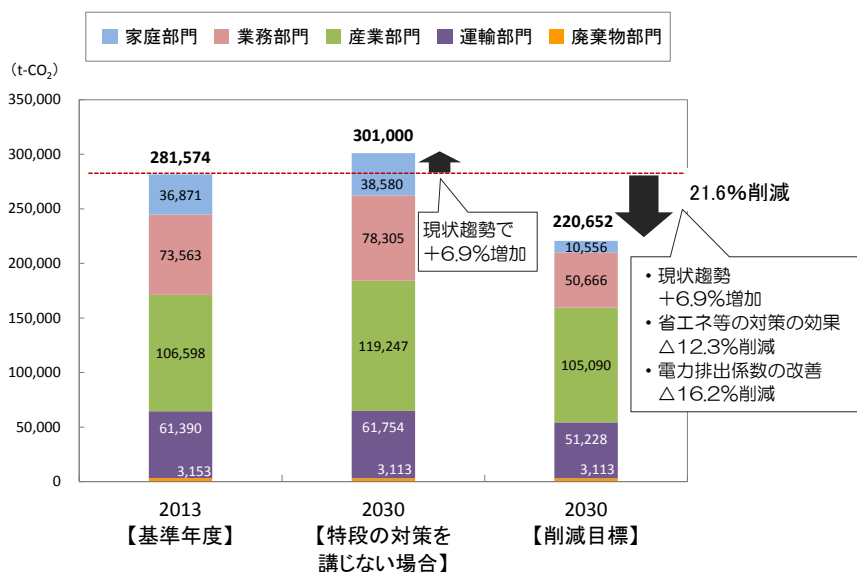
筑前町では約 28.2 万トンの温暖化ガスが排出されています(2013 年(平成 25 年)度実績)。排出量の削減のために特段の対策を講じない場合(現状趨勢ケース)、2030 年度における排出量は、工業団地の造成等の影響により、2013 年(平成 25 年)度比で 6.9%増加すると推計されます。これに対し、最大限の排出抑制対策を行った場合は、2013 年(平成 25 年)度比で 21.6%の削減が見込まれます。このうち、電力の排出係数の改善※による削減効果 16.2%を除く 12.3%削減の達成にあたっては、家庭や事業所、行政それぞれにおいて省エネ行動の実施や省エネ設備の導入などの取り組みを積極的に進めていく必要があります。

※国の地球温暖化対策計画で示された 2030 年度の電力の排出係数 0.37 を考慮した場合の削減効果。

現時点で想定可能な対策を最大限に実施した場合の削減量に基づき、筑前町の 2030 年度の温暖化ガス排出量は、2013 年(平成 25 年)度比で 21.6%削減を目指します。なお、今後の技術の進展に適宜応じることで、随時、国の約束草案**26%削減に沿う水準に目標値を高める計画改定に努めます。

**COP21 に先立ち各国が国連(気候変動枠組条約事務局)に提出した、2020 年以降の温暖化対策に関する目標。

2030 年度における温暖化ガス排出量を
2013 年(平成 25 年)度比で 21.6%削減を目指します。



(2) 気候変動の影響への適応

1) 自然災害への対策

- 豪雨やそれに伴う土砂災害等に備えた道路・河川等のインフラ整備を進めます。
- ハザードマップを配布するなど、住民・事業者の防災意識の高揚に向けた情報提供を行います。
- 自主防災組織の育成を進め、地域における防災体制の確立に努めます。



■筑前町ハザードマップ(左:地図面、右:情報面)

[資料:筑前町ホームページ]

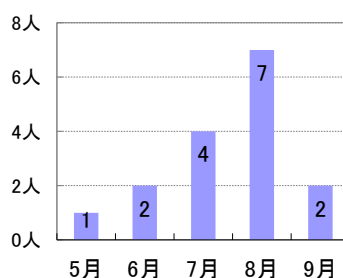
2) 健康被害への対策

- ホームページ等を活用して熱中症や感染症に関する情報を提供します。

■熱中症を予防しましょう。

熱中症は、気温が高い環境下で、体温調整機能がうまく働かず、体内に熱がこもってしまうことで起こります。筑前町でも5月から熱中症で救急搬送される人が出ています。

熱中症は室内での日常生活でも多く発生しています。衣服の工夫や早めの水分補給と適度な休憩で、熱中症を予防しましょう。



■筑前町の月別熱中症搬送人数
(2016(平成28年)度)

[資料:広報ちくぜん 2017年6月号]

5. みんなでまちを創る

(1) 環境教育・環境学習の推進

1) 環境情報の収集・整備と活用

- 学校や地域における環境教育、学習の機会を増やし、子どもから大人までの環境保全意識の向上やボランティア意識の高揚を図ります。
- 環境情報の収集と整理を行い、町公式ホームページや広報を通じて、広く情報を提供します。

2) 学校における環境教育の推進

- 学校教育の一環として生き物調査や水質調査などの環境調査の実施を検討します。
- 学校における環境教育を充実させるために、環境教育プログラムを作成します。



■出前講座

3) 地域における環境教育・学習の推進

- 地域での環境教育や環境学習の機会を増やし、地域環境リーダーの育成に努めます。



(2) みんなでまちを創るしくみづくり

1) 住民による環境保全活動の促進

- 環境保全活動に積極的に参加できるよう、啓発活動を推進します。
- 実践的な環境保全活動を展開する環境ボランティアやNPOの育成に努めます。



■環境ワークショップ

2) 事業者の環境保全行動の促進

- 町内事業者に対しエコアクション 21^{*}などの環境マネジメントシステムの認証取得に関する情報提供を行います。

※エコアクション 21: 広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。

3) 環境保全活動を通じた地域コミュニティの形成

- 住民・住民団体・事業者等の協働による環境保全活動を推進し、地域のコミュニティ形成に努めます。
- 地域環境力を高めるために、国の多面的機能支払交付金を活用します。



■三並小学校の児童による収穫



■川岸でホタルの幼虫を放流(草場川)
[資料: 広報ちくぜん 2016 年 10 月号]



第5章

計画の実現に向けて



1. 各主体の役割

本計画に掲げる基本施策を着実に達成するためには、住民、事業者、筑前町（行政）が各々の役割と責任を認識し、具体的な取り組みを進めていく必要があります。そこで、本計画は、各主体がそれぞれの役割を果たしながら、主体間の協働により推進していきます。

（１）住民

住民は、自らの行動が環境に及ぼす影響を考慮し、資源及びエネルギーの節減など、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する施策に協力します。

（２）事業者

事業者は、事業活動によって環境に影響を及ぼさないように、責任と負担において必要な措置を講じるとともに、町が実施する施策に協力します。また、法令等に違反しない場合においても、良好な環境を保全及び創造するために努力します。

（３）行政

町は、町域の自然的・社会的条件に相応した総合的計画を策定し、自ら率先して環境への負荷の低減に努めるとともに、住民及び事業者への情報提供、普及活動等を通じて意識の啓発に努めます。

2. 計画の周知

本計画を実現するためには、住民と事業者が計画内容を理解し、それぞれが主体となった環境活動を広げていくことが重要です。

本計画では、目指す環境の姿「自然と農と思いやりの心が共生するまち 筑前」を掲げています。まずは計画そのものを知り、内容を理解した上で、環境の姿の実現に向けた活動を展開していかなければなりません。

そのため、本計画書を町内の主要な公共施設に配置するほか、広報ちくぜんや町ホームページへの掲載、各種イベントや出前講座などを通じた説明など、さまざまな機会を利用して計画の紹介と内容の周知を図ります。



3. 計画の推進体制

(1) 庁内推進組織

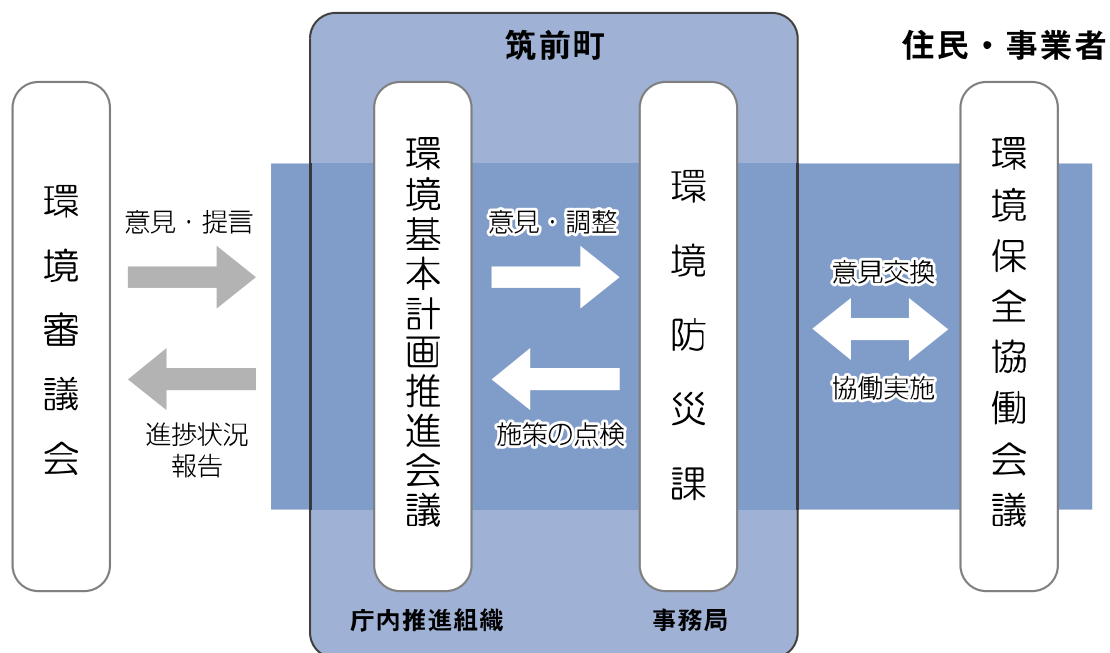
本計画の策定及び推進のための「環境基本計画推進会議」を開催し、計画の進捗状況の把握や施策の総合調整などを行います。

(2) 環境審議会

「環境基本計画推進会議」で確認した環境基本計画の進捗状況を環境審議会に報告し、意見及び提言を受けます。

(3) 協働推進組織

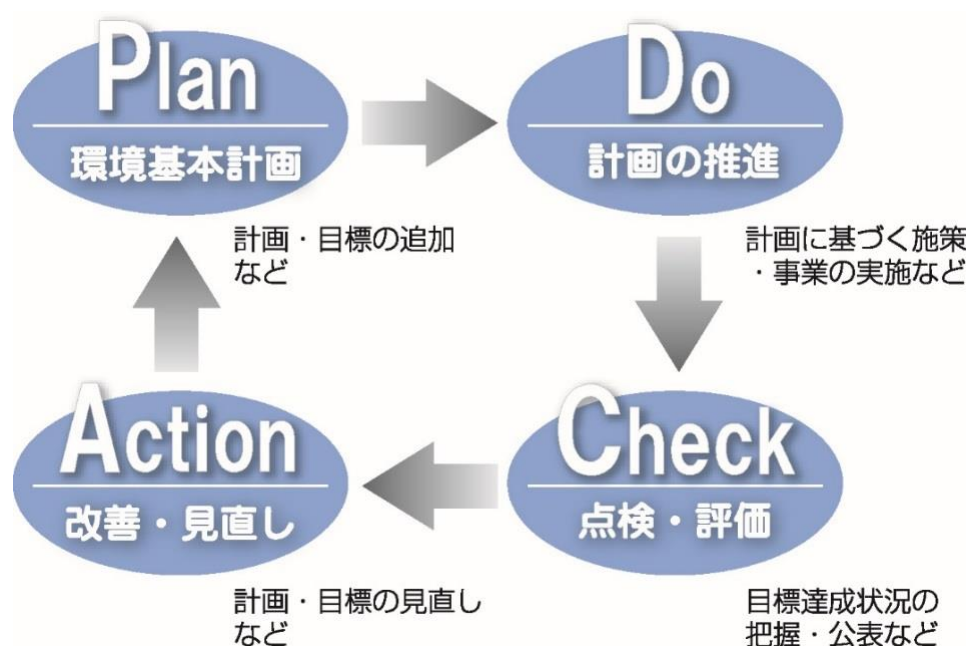
本計画を着実に推進していくためには、住民や住民団体、事業者、行政などの各主体が役割分担を明確にしながら協働で取り組む必要があるため、環境保全協働会議を開催し、協働による推進を図ります。



4. 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、町が以前取得していた ISO14001 の規格に従って、Plan(計画)、Do(計画の推進)、Check(点検及び評価)、Action(改善及び見直し)という PDCA サイクルによる継続的な推進と改善を図ります。

また、点検及び評価で実施する施策や目標等の進捗状況については、年次報告書としてとりまとめ、公表するものとします。なお、適切な進捗管理を行うためにも、環境審議会や環境保全協働会議などからの意見を尊重して進めていきます。



5. 広域連携による推進

筑前町単独では推進し難い広域的な取り組みなどについては、近隣自治体や福岡県、国の関係機関などとの調整や連携を図りながら推進していきます。

